

---

# 第2次沼津市環境基本計画

【中間見直し】

(案)

---

沼 津 市





# 第2次沼津市環境基本計画【中間見直し】の構成

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の背景

- ◆国内外の環境行政の動向
- ◆本市の環境行政の動向

### 2 基本的事項

- ◆計画の目的
- ◆計画の位置づけ
- ◆計画の対象地域
- ◆計画の期間
- ◆計画の対象とする環境の範囲
- ◆計画の推進主体と役割

### 3 第2次計画の中間評価

- ◆環境指標の目標達成状況
- ◆市民意識調査

## 第2章 環境の現状

### 1 市の概況

位置・気象・人口、産業（農業、林業、水産業、工業、商業、観光）、土地利用

### 2 脱炭素社会

温室効果ガス・エコライフ、交通（自動車、バス、鉄道）・まち・緑（公園）、エネルギー（省エネルギー・再生可能エネルギー）、気候変動

### 3 循環型社会

ごみ排出量、ごみ収集、ごみの適正処理、ごみの減量・資源化、不法投棄、美化活動

### 4 自然共生社会

生物、絶滅の可能性のある種、天然記念物、外来種、野生鳥獣、自然とのふれあい、景観、伊豆半島ジオパーク、生態系、湧水・地下水、水道、水質、生活排水処理、大気汚染、騒音・振動、悪臭、公害、PRTR制度、ダイオキシン類

### 5 環境教育

環境教育・環境学習、環境保全活動、環境マネジメントシステム、環境情報、活動支援

### 6 市民の取組状況

市民意識調査結果（2019年度、2020年度、2023年度、2024年度）

## 第3章 望ましい環境像と目指す社会・環境目標

### 1 基本理念 「沼津市環境基本条例」第3条を踏襲

- 健全で恵み豊かな環境を現在及び将来の世代に継承する
- 人と自然との共生を確保し、生態系の多様性を含む自然環境の保全・活用を図る
- 市、市民、事業者及び滞在者が相互に連携し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の実現を目指す
- あらゆる事業活動及び日常生活における地球環境保全を推進する

### 2 望ましい環境像

「雄大な富士を仰ぐ 美しい海岸線 緑豊かな山々と恵みの川 かけがえのない自然とそこに暮らす いのちを守り 未来につなぐまち 沼津」

- 国の「第六次環境基本計画」では、環境保全とそれを通じた“ウェルビーイング／高い生活の質”の実現が目的とされました。本市でも、環境の保全と創造を通じて、人が心身ともに健やかで、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。
- 脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現を柱としつつ、暮らしの質や地域の魅力を高める取組を進めることで、市民一人ひとりのウェルビーイング／高い生活の質の向上を図ることにより、次世代にも誇れる豊かな環境を継承していきます。



### 3 目指す社会・環境目標

- |          |                   |              |
|----------|-------------------|--------------|
| 【脱炭素社会】  | ①脱炭素で暮らしやすいまち     | ②気候変動に適応するまち |
| 【循環型社会】  | ③資源が循環するまち        |              |
| 【自然共生社会】 | ④自然や豊かな生態系が持続するまち | ⑤快適な生活環境のまち  |
| 【環境教育】   | ⑥環境を大切に作る人づくり     |              |

## 第4章 取組の推進

◆課題 ◆数値目標 ◆市の取組 ◆市民・事業者・滞在者に期待される取組

環境目標 1 脱炭素で暮らしやすいまち  
環境目標 2 気候変動に適応するまち  
環境目標 3 資源が循環するまち  
環境目標 4 自然や豊かな生態系が持続するまち  
環境目標 5 快適な生活環境のまち  
環境目標 6 環境を大切に作る人づくり

計画全体のロードマップ（2030年度、2040年度、2050年度に向けたロードマップ）

## 第5章 第2期沼津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

### 1 計画の概要

◆計画策定の背景 ◆計画の基本的事項

### 2 地球温暖化の現状

◆地球温暖化とは ◆将来予測

### 3 温室効果ガス排出量の現状

◆温室効果ガス排出量  
◆特定事業者からの温室効果ガス排出量

### 4 エネルギーの現状

◆エネルギー使用量  
◆再生可能エネルギー

### 5 削減目標

◆基準年度と目標年度の設定  
◆現状趨勢ケースの推計  
◆削減見込量の推計  
◆削減目標  
◆再生可能エネルギー導入目標

### 6 地球温暖化・緩和に関する対策・施策

◆総合的な地球温暖化対策  
◆脱炭素な交通の普及とまちづくり  
◆省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及  
◆二酸化炭素の吸収促進等

## 第6章 沼津市地域気候変動適応計画

### 1 計画の概要

◆計画策定の背景  
◆計画の基本的事項

### 2 気候変動の現状・予測

◆気候変動の現状 ◆気候変動の将来予測（IPCC、日本での影響）  
◆沼津市における将来予測

### 3 対象分野・項目の選定

◆適応計画に盛り込むものを7つの分野・項目ごとに選定

### 4 気候変動・適応に関する対策・施策

◆健康、産業・経済活動、市民生活・都市生活に関する適応  
◆農業・林業・水産業に関する適応  
◆水環境・水資源に関する適応  
◆自然生態系に関する適応 ◆自然災害・沿岸域に関する適応

## 第7章 めまづ生物多様性地域戦略

### 1 戦略の概要

◆戦略策定の背景  
◆戦略の基本的事項

### 2 生物多様性とは

◆生物多様性の定義と3つの視点  
◆生態系サービス ◆生物多様性の4つの危機

### 3 本市の生物多様性の現状

◆生物多様性と沼津市  
◆沼津市の生物多様性（植物、動物、絶滅の可能性のある動植物・天然記念物、外来種、野生鳥獣、人と自然とのふれあい・景観、生態系、保護地域・自然共生サイト）

### 4 生物多様性に関する対策・施策

◆自然環境調査の実施と生物の保全・管理  
◆生態系の保全と生物多様性保全活動の拡大  
◆自然とのふれあいの促進  
◆美しい自然景観の保全

## 第8章 計画の推進

### 1 推進体制

◆計画推進組織  
◆各主体の役割

### 2 進行管理と支援体制

◆PDCAサイクルによる進行管理  
◆支援体制

# 【目次】

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 基本的事項	6
第3節 第2次計画の中間評価	8
第2章 環境の現状	10
第1節 市の概況	10
第2節 脱炭素社会	14
第3節 循環型社会	20
第4節 自然共生社会	23
第5節 環境教育	28
第6節 市民の取組状況	30
第3章 望ましい環境像と目指す社会・環境目標	32
第1節 基本理念	32
第2節 望ましい環境像	32
第3節 目指す社会・環境目標	33
第4章 取組の推進	35
環境目標1 脱炭素で暮らしやすいまち	36
環境目標2 気候変動に適応するまち	38
環境目標3 資源が循環するまち	40
環境目標4 自然や豊かな生態系が持続するまち	42
環境目標5 快適な生活環境のまち	44
環境目標6 環境を大切に作る人づくり	46
計画全体のロードマップ	48
第5章 第2期沼津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	49
第1節 計画の概要	49
第2節 地球温暖化の現状	51
第3節 温室効果ガス排出量の現状	53
第4節 エネルギーの現状	55
第5節 削減目標	60
第6節 将来ビジョンと地球温暖化・緩和に関する対策・施策	63
第6章 沼津市地域気候変動適応計画	70
第1節 計画の概要	70
第2節 気候変動の現状・予測	71
第3節 対象分野・項目の選定	78
第4節 気候変動・適応に関する対策・施策	81
第7章 めまづ生物多様性地域戦略	84
第1節 計画の概要	84
第2節 生物多様性とは	86
第3節 本市の生物多様性の現状	89
第4節 生物多様性に関する対策・施策	102
第8章 計画の推進	104
第1節 推進体制	104
第2節 進行管理と支援体制	105
資料編	106



用語解説を資料編に掲載していますので、参考にしてください。



# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の背景

### 1-1 国内外の環境行政の動向

#### ●地球上の三大危機

これまで日本では、「環境基本法」の制定後、同法に基づく環境基本計画が策定・改定されています。また、広範囲にわたる環境問題に対応するため、地球温暖化・気候変動対策や生物多様性の保全など、個別の環境分野の法律の制定、法律に基づく計画の策定が行われています。

特に近年では、気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球上の三大危機が大きな脅威となっています。私たちの身の回りでも、猛暑や台風、集中豪雨などの気候変動によると思われる自然災害が多発するとともに、プラスチックごみや食品ロスの発生などの問題が顕在しており、これらの環境課題への対応も急務となっています。



地球上の三大危機

#### ●SDGsの17の目標

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015（平成27）年9月に国連総会で採択され、2030（令和12）年までに持続可能な社会の実現を目指す国際的な目標です。SDGsの17の目標に沿った取組を通じて、環境面では特に気候変動、生物多様性の保全、循環型社会の形成などの課題に対応し、環境・経済・社会を統合的に向上させることを目指しています。



SDGsの17の目標

#### ●ウェルビーイング／高い生活の質

2024（令和6）年5月に政府は「第六次環境基本計画」を閣議決定し、目指すべき持続可能な社会の姿として、環境保全とそれを通じた“ウェルビーイング／高い生活の質”が実現できる「循環共生型社会」の構築を掲げました。環境負荷を抑えつつ自然資本（森林や水資源など）の維持・回復を重視し、持続可能な経済や社会の発展を目指しています。

## 「第六次環境基本計画」とウェルビーイング／高い生活の質

2024（令和6）年5月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」は、環境分野の最上位計画です。同計画では、地球が気候変動、生物多様性の損失、汚染の三大危機に直面していると指摘し、計画の目的を環境保全とそれを通じた“ウェルビーイング／高い生活の質”が実現できる「循環共生型社会」の構築としました。特に注目すべきは、環境対策を単なる制約と捉えず、経済成長のエンジンとする「新たな成長」を柱に据えていることです。この実現のために、科学技術・イノベーションの社会実装が重点戦略として掲げられています。

<第六次環境基本計画の6つの重点戦略>

- ①「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ②自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
- ③環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
- ④“ウェルビーイング／高い生活の質”を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
- ⑥環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

ウェルビーイング (Well-being) とは、「よい (well)」と「状態 (being)」を組み合わせた言葉で、心身ともに健やかで、社会的にも満たされた状態を指します。世界保健機関 (WHO) では、これを「健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、そして環境的な状況によって決定されるもの」と定義しています。これまで、国や地域の豊かさを測る指標には「GDP (国内総生産)」などの経済統計が主に用いられてきました。しかし、現在は物質的な豊かさだけでなく、一人ひとりが実感する「生活の質」や「心の幸福度」が重要視される時代へと変化しています。



本市においても、再生可能エネルギーや省エネルギーといった新しい環境対策から、新しい技術や製品が生まれ、それが地域の経済を豊かにする「プロダクトイノベーション」を推進します。こうした創意工夫を通じ、これまでにない「環境価値」という付加価値を創出することで地域経済を活性化させ、結果として市民一人ひとりの“ウェルビーイング／高い生活の質”を高めていきます。

## ●環境問題と経済・社会的問題の同時解決

気候変動、生物多様性の損失、汚染の問題を解決するため、「脱炭素（カーボンニュートラル）」「循環経済（サーキュラーエコノミー）」「自然再興（ネイチャーポジティブ）」を統合的に実現する経済社会システムの構築が世界的に求められています。

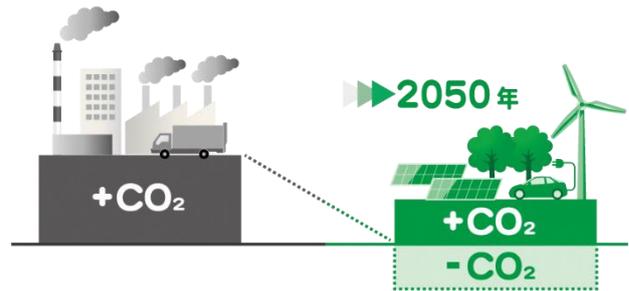
**脱炭素（カーボンニュートラル）** → 温室効果ガスを減らし、最終的にはゼロにすること。

**循環経済（サーキュラーエコノミー）** → 資源を無駄にせず、繰り返し使っていき経済の仕組み。

**自然再興（ネイチャーポジティブ）** → 失われた自然を元に戻して、より豊かな状態にすること。

## ●脱炭素（カーボンニュートラル）に関する動向

2016（平成28）年11月に発効した「パリ協定」により、気温上昇を産業革命前と比較して2℃未満に抑えるという国際目標が掲げられました。また、2018（平成30）年にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、気温上昇を1.5℃以内に抑えるためには、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする必要があると発表しました。これを受けて多くの国が2050（令和32）年までのカーボンニュートラルを目指すようになりました。



カーボンニュートラル

日本は2025（令和7）年2月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2030（令和12）年度に温室効果ガスを2013（平成25）年度比で46%削減、2035（令和17）年度に60%削減、2040（令和22）年度に73%削減、2050（令和32）年にカーボンニュートラルを目標に掲げています。また、排出される二酸化炭素に価格をつけ、排出者の行動変容を促すことで脱炭素化を促進する「カーボンプライシング」に向けたしくみ（炭素税、排出権取引制度、J-クレジットなど）が整備されてきました。

静岡県は2022（令和4）年3月に「第4次地球温暖化対策実行計画」を策定し、2030（令和12）年度に温室効果ガスの排出を2013（平成25）年度比で46.6%削減、2050（令和32）年までにカーボンニュートラルの実現を目指しています。

また、近年は猛暑や自然災害の多発など、気候変動によると考えられる影響が顕在化しています。このようにすでに起こっている、またはこれから予測される気候変動の影響に備えて実施する取組を「適応」と呼んでいます。国は2023（令和5）年5月に「熱中症対策実行計画」と「気候変動適応計画（一部変更）」を閣議決定し、静岡県は2019（平成31）年3月に「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」を策定しました。

## ●循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する動向

循環型社会の実現に向け、2019（令和元）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、2022（令和4）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、法制度の整備が進んでいます。

こうした国全体の動きに合わせて、静岡県では2022（令和4）年3月に「第4次静岡県循環型社会形成計画」を策定し、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の「3R」をさらに進め、資源が効率的に循環する社会の実現を目指しています。

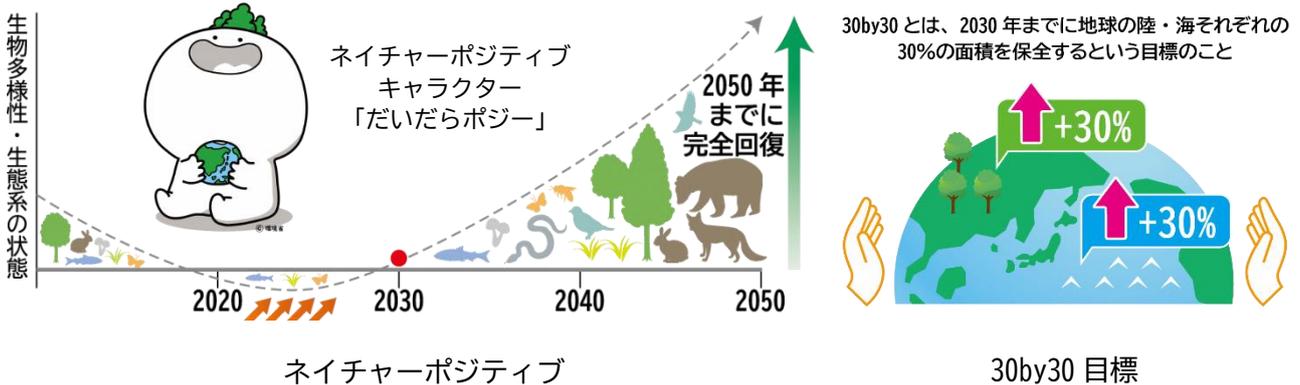


サーキュラーエコノミー

●自然再興（ネイチャーポジティブ）に関する動向

2022（令和4）年12月の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明モントリオール生物多様性枠組」には、「ネイチャーポジティブ」と「30by30目標」が盛り込まれました。これにより2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止め、逆転させることが目指されています。この枠組を受けて、2023（令和5）年には「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、OECM（保護地域以外での生物多様性保全地域）の推進や「自然共生サイト」の認定が進められています。これらは2025（令和7）年4月から施行された「生物多様性増進活動促進法」に基づいて実施されています。

さらに静岡県では、2019（平成31）年3月と2020（令和2）年3月に「静岡県版レッドデータブック」を改訂し、2023（令和5）年3月には「改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定しました。



1-2 本市の環境行政の動向

●「第2次沼津市環境基本計画」の策定

本市では、2011（平成23）年3月に「沼津市環境基本計画」（以後、「第1次計画」という。）を策定後、2020（令和2）年4月に「沼津市環境基本条例」を施行し、同条例の第9条に基づく環境基本計画として、2021（令和3）年3月に「第2次沼津市環境基本計画」（以後、「第2次計画」という。）を策定しました。第2次計画では、環境基本計画に「沼津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「沼津市地域気候変動適応計画」「ぬまづ生物多様性地域戦略」を含むものとなっています。

また、第2次計画をわかりやすく編集した「第2次沼津市環境基本計画・ハンドブック」を発行し、市内の小学4年生に配布しました。



第2次沼津市環境基本計画・ハンドブック

●「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」の表明

沼津市長は2022（令和4）年2月の沼津市議会定例会において、本市の恵み豊かな自然環境を守っていくため、市・市民・事業者が一体となって、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」を表明しました。



ゼロカーボンシティの表明

●「X-Tech NUMAZU ビジョン」の策定

本市では、地域の特性や資源を踏まえながら、まちづくりに ICT 等の先端技術を活用した「沼津版スマートシティ」を実現するためのプロジェクト「X-Tech NUMAZU（クロステックヌマツ）」を推進しています。また、産学官民の共創により沼津版スマートシティを実現するためのガイドラインとして、「X-Tech NUMAZU ビジョン」を2022（令和4）年3月に策定しました。



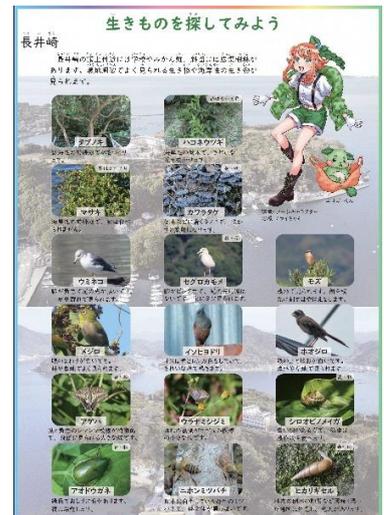
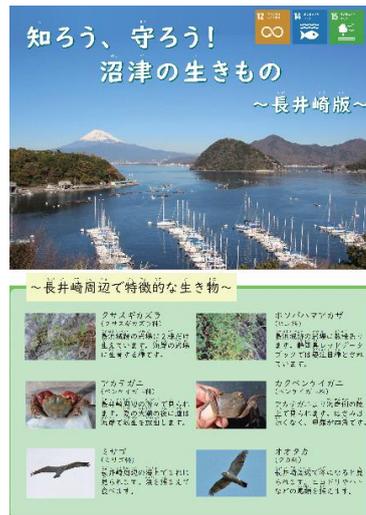
X-Tech NUMAZU ビジョン

●「沼津市再生可能エネルギー導入目標及び脱炭素ロードマップ」の策定

本市は2023（令和5）年8月に「沼津市再生可能エネルギー導入目標及び脱炭素ロードマップ」を策定しました。また、2050年カーボンニュートラルのための土台づくりを目的とした事業が、環境省の重点対策加速化事業（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）に採択されました。

●市内の生態系調査の実施

2021（令和3）年3月に策定した「ぬまづ生物多様性地域戦略」に基づき、市内の生態系調査（沼津市自然環境保全生物分布調査）を「アクアプラザ浮島ヶ原」「長井崎」「門池公園」などで実施するとともに、自然観察会の開催やパンフレット「沼津の生きもの」を発行しました。



パンフレット「沼津の生きもの」（長井崎版）

●「ぬまづ生物多様性保全活動賛同団体登録制度」の創設

生物多様性を守るために、保全活動に取り組む企業や団体を登録し、市がその活動を発信して連携を深める「ぬまづ生物多様性保全活動賛同団体登録制度」を開始しました。

## 第2節 基本的事項

### 2-1 計画の目的

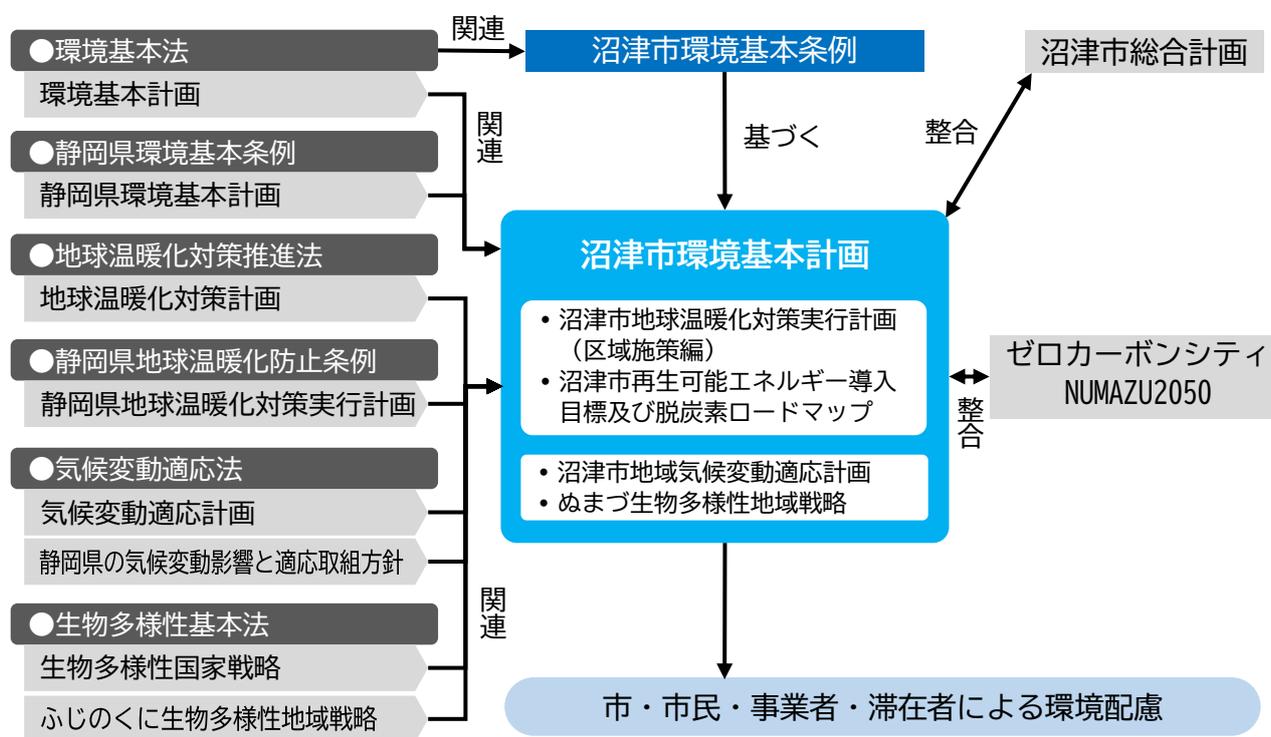
「第2次沼津市環境基本計画（中間見直し）」（以後、「本計画」という。）は、本市の自然的・社会的条件を考慮し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です。また、本市が脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築による「持続可能なまち」の実現を目指し、市・市民・事業者・滞在者が一体となって取組を進めていく上での指針としての役割も果たします。

### 2-2 計画の位置づけ

本計画は、「沼津市環境基本条例」の第9条に基づく計画であり、「沼津市総合計画」を環境面から実現するための個別計画として位置づけ、市が策定する全ての個別計画や施策・事業は、環境の保全及び創造の観点から本計画と整合を図ることとします。

また、国や県の環境基本法・条例及び環境基本計画などとの関連性に配慮するとともに、本市が国や県、その他の自治体などと連携をとりながら進めていく施策や事業の方針について示します。

なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」を含むものとして位置づけます。さらに、2023（令和5）年8月に策定した「沼津市再生可能エネルギー導入目標及び脱炭素ロードマップ」を反映します。



### 2-3 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、沼津市全域とします。

## 2-4 計画の期間

計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。  
望ましい環境像は長期的な視点に立って設定し、その環境像を見据えた取組の検討を図ります。



## 2-5 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

脱炭素社会	温室効果ガス、再生可能エネルギー、省エネルギー、交通、公園・緑地、気候変動への適応 など
循環型社会	廃棄物・リサイクル、適正処理、環境美化、不法投棄 など
自然共生社会	生物、生態系、人と自然とのふれあい、水質汚濁、大気汚染、騒音・振動、悪臭、化学物質 など
環境教育	環境保全活動、環境教育・環境学習、環境情報 など

## 2-6 計画の推進主体と役割

本計画を推進する主体は、市・市民・事業者・滞在者とします。

各主体は、「沼津市環境基本条例」に規定されている役割（責務）を果たすとともに、互いに連携・協力し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。

市	◇本市の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定・実施する。 ◇自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努める。 ◇環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講じる。
市民	◇環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に積極的に努める。 ◇環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する。
事業者	◇事業活動に伴う公害の防止、廃棄物の適正処理、自然環境の保全に必要な措置を講じる。 ◇事業活動に係る製品の使用・廃棄による環境への負荷を低減するとともに、環境に配慮した原材料・役務等を利用するよう努める。 ◇地域の一員である認識の下に、市が実施する環境施策に協力する。
滞在者※	◇環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する。

※旅行者など、一時的に滞在する人。

【資料：沼津市環境基本条例】

## 第3節 第2次計画の中間評価

### 3-1 環境指標の目標達成状況

第2次計画では、2025（令和7）年度の中間目標、2030（令和12）年度の目標を掲げて取組を推進してきました。2024（令和6）年度の達成状況は以下のとおりです。

「①温室効果ガス排出量の削減率（2013年度比）」「③家庭系ごみの1人1日当たり排出量」「④事業系ごみの年間排出量」「⑥大気的环境基準達成率（市内観測局）」「⑦河川の水質基準達成率（市内11河川）」は中間目標を達成しています。

「⑧省資源・省エネ・節水に心掛けている市民の割合」は、中間目標には達していないものの、目標まであとわずかです。

また、近年の夏季の気温上昇が続いている状況もあり、「②熱中症搬送者数」は、目標を達成していません。なお、「⑤希少種の減少率」は生物分布調査の結果がまだ出でおらず、評価ができませんでした。

これらの目標達成状況を踏まえて計画に反映していく必要があります。

環境指標の目標達成状況（第2次計画）

環境指標	第2次計画 策定時の 現状値	現状値 2024（令和6） 年度	達成 <sup>※1</sup>	中間目標 2025（令和7） 年度	目標 2030（令和12） 年度
<b>環境目標1 脱炭素で暮らしやすいまち</b>					
①温室効果ガス排出量の削減率（2013年度比）	-4% （2016年度）	-27.1% （2025年度推計値 <sup>※2</sup> ）	○	-18%	-28%
<b>環境目標2 気候変動に適応するまち</b>					
②熱中症搬送者数	109人/年 （2016～2020年 度の平均値）	188人/年	×	削減に努める	削減に努める
<b>環境目標3 資源が循環するまち</b>					
③家庭系ごみの1人1日当たり排出量	546.0g/人・日 （2019年度）	480.0g/人・日	○	536.7g/人・日	531.5g/人・日
④事業系ごみの年間排出量	22,089t （2019年度）	18,726t	○	20,874t	20,842t
<b>環境目標4 自然や豊かな生態系が持続するまち</b>					
⑤希少種の減少率 <sup>※3</sup>	— （2021年度）	データなし	-	0%	0%
<b>環境目標5 快適な生活環境のまち</b>					
⑥大気的环境基準達成率（市内観測局） 【窒素酸化物及び浮遊粒子状物質】	100% （2019年度）	100%	○	100%	100%
⑦河川の水質基準達成率（市内11河川） 【BOD10mg/ℓ以下】	100% （2019年度）	100%	○	100%	100%
<b>環境目標6 環境を大切にする人づくり</b>					
⑧省資源・省エネ・節水に心掛けている市民の割合	85% （2020年度）	86.2%	×	88%	91%

※1：2024（令和6）年度時点で2025（令和7）年度の中間目標を達成しているものは○、達成していないものは×、評価できないものは-で表示している。

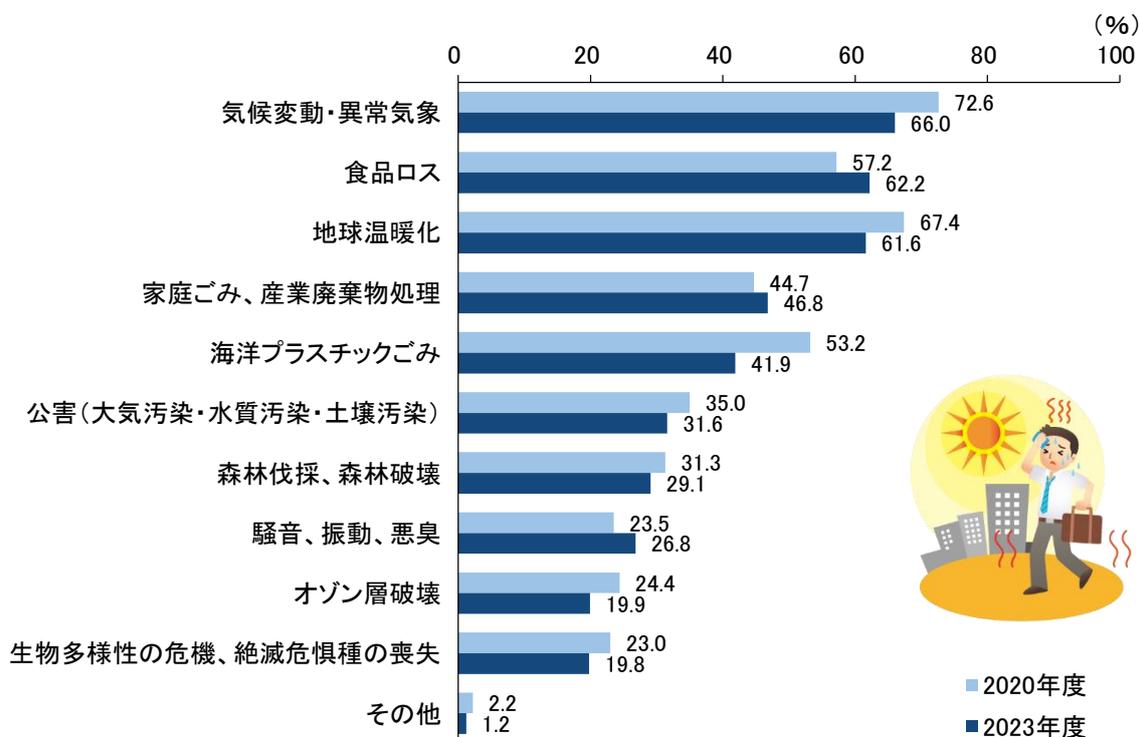
※2：2013（平成25）年度から2021（令和3）年度までの実績値の減少率から市で推計。

※3：自然環境調査において確認される希少種の減少率。

### 3-2 市民意識調査

#### ●市民が関心のある環境問題は気候変動・食品ロス・地球温暖化などである

2023（令和5）年度の市民意識調査の結果をみると、関心のある環境問題として「気候変動・異常気象」（66.0%）、「食品ロス」（62.2%）、「地球温暖化」（61.6%）という回答が多くあげられました。

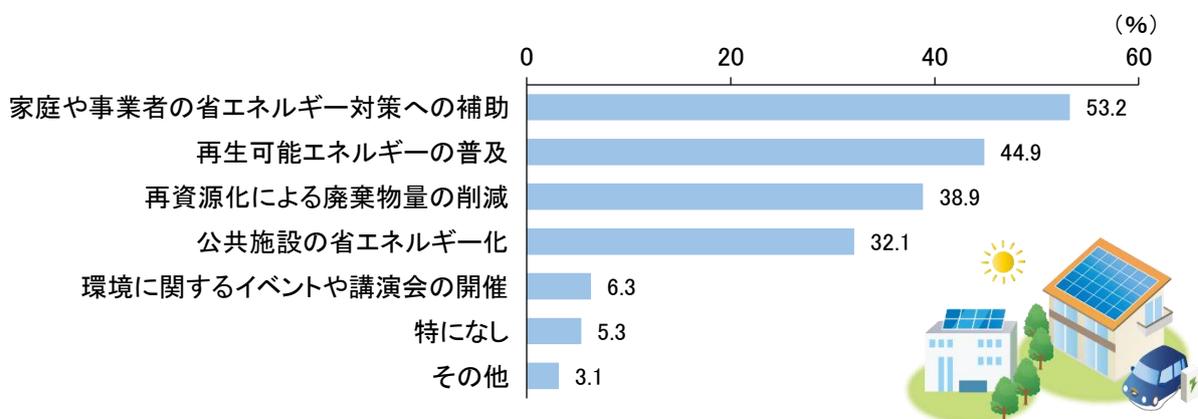


関心のある環境問題

【資料：沼津市市民意識調査】

#### ●市の施策として進めてほしいことは省エネルギー対策への補助などである

2023（令和5）年度の市民意識調査の結果をみると、市の施策として進めてほしい省エネ・省資源行動として「家庭や事業者の省エネルギー対策への補助」（53.2%）が最も多く、次いで「再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力発電）の普及」（44.9%）、「再資源化による廃棄物量の削減」（38.9%）が多くあげられました。



市の施策として進めてほしい省エネ・省資源行動

【資料：沼津市市民意識調査】



## 第2章 環境の現状

### 第1節 市の概況

#### 1-1 位置・気候・人口

##### ●県東部の中心都市・沼津

本市は静岡県の東部にあり、恵まれた自然環境と優位な地理的条件のもとで、東駿河湾地域や伊豆方面への交通拠点あるいは広域的な商業・文化拠点として、古くからこの地域の政治・経済・文化の中心的役割を担ってきました。

市域は三島市、清水町、長泉町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、富士市に隣接し、駿河湾を臨みます。



本市の位置



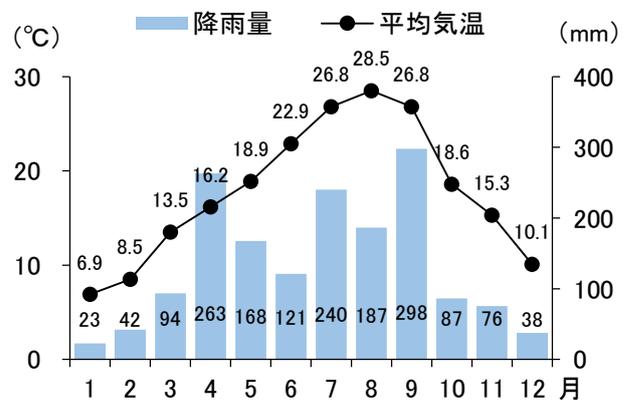
香貫山山頂から眺めた沼津市街地

##### ●年間を通じて温暖な気候に恵まれている

本市は本州太平洋岸式気候に属しており、年間を通じて温暖な気候に恵まれています。

2023（令和5）年の沼津南消防署の測定結果によると、平均気温は17.8℃で夏冬の気温の差が小さく、比較的過ごしやすい気候です。また、年間降水量は1,634mmで、4月、7月、9月が多くなっています。

風向きは愛鷹山系と駿河湾で生じる「海陸風」、富士山と愛鷹山系で生じる「山谷風」が突出しており、毎年、風向きのパターンはほぼ同じ傾向を示しています。



月別の気温と降水量（2023年）

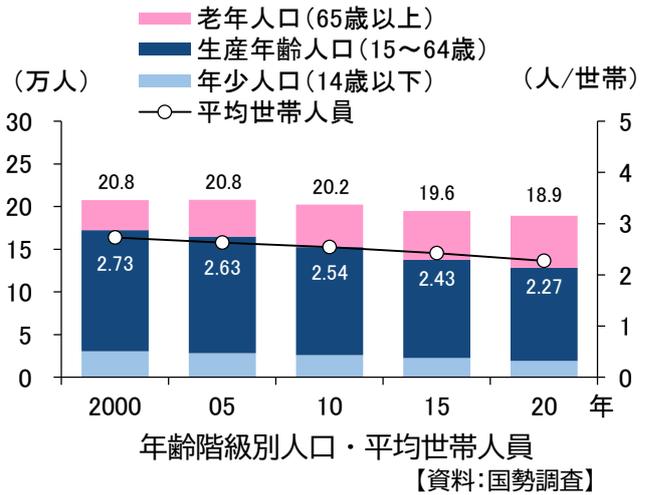
注）測定地は沼津南消防署

【資料：市民生活と環境】

●人口減少・少子高齢化の傾向にある

2020（令和2）年の国勢調査によると、本市の人口は189,386人（県内第4位）で1995年（平成7年）をピークに減少に転じています。また、年齢階級別人口の老年人口は32.3%で増加しており、少子高齢化が進んでいます。

人口の減少に対して、世帯数は核家族化により増加が続いており、2020（令和2）年の世帯数は83,299世帯、平均世帯人員は2.27人/世帯となっています。

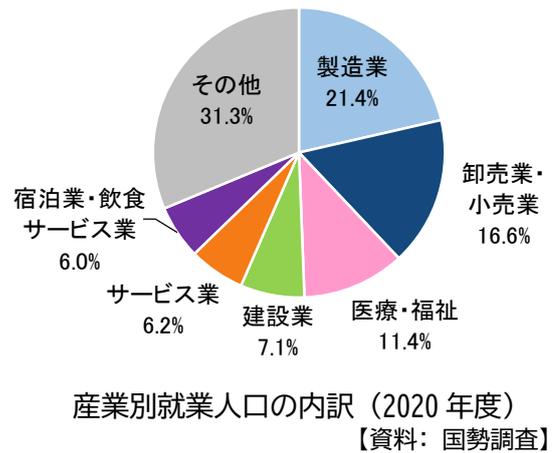
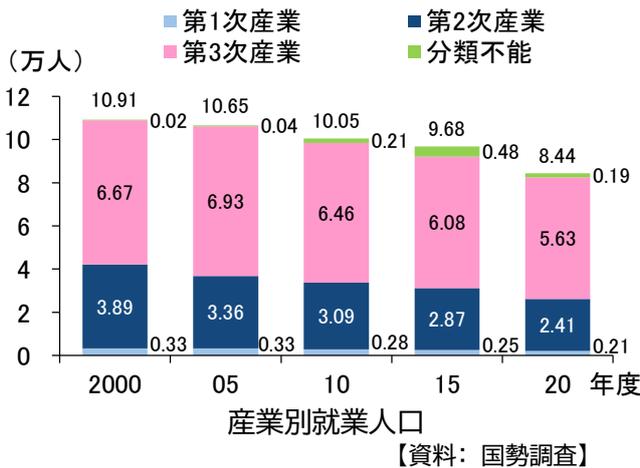


1-2 産業

●製造業や卸売・小売業が主要な産業となっている

2020（令和2）年度の産業別就業人口は、第3次産業が66.7%（56,262人）を占め、第2次産業が28.5%（24,076人）、第1次産業はわずか2.5%（2,115人）となっています。

産業別就業人口の内訳では、製造業（21.4%）が最も多く、次いで卸売・小売業（16.8%）、医療・福祉（11.4%）の順となっています。

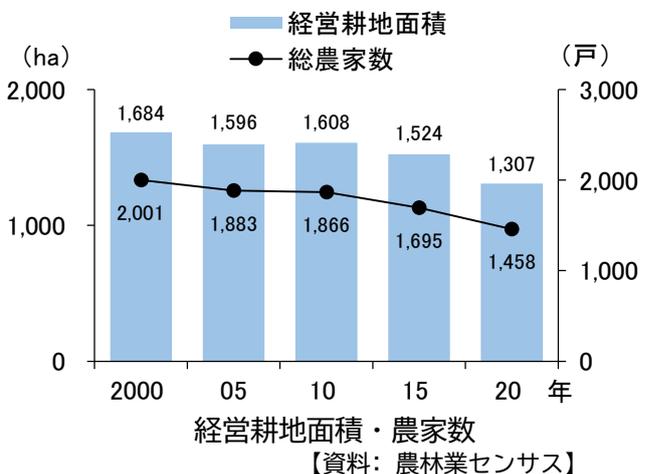


●経営耕地面積が減少、地産地消や環境保全型農業を推進している

市北部は茶栽培と畑作、中部は稲作、三浦地区及び戸田地区はみかん栽培が盛んです。

2020（令和2）年の経営耕地面積は1,307ha、総農家数は1,458戸で減少傾向にあり、荒廃農地が発生しています。2023（令和5）年の農業産出額は約65億円で、みかんをはじめとする果実(39.4%)が約4割を占め、次いで野菜(21.0%)、畜産(12.7%)、工芸農作物(7.1%)となっています。

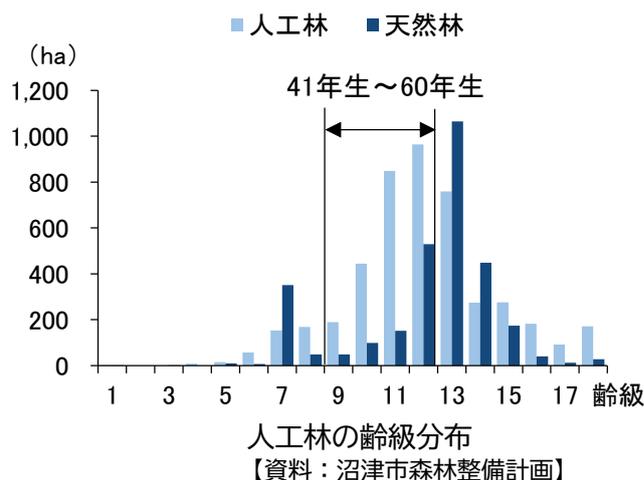
本市では、地産地消運動の一環として、市内高校生を対象に「地場農産物」を使ったメニューコンテストの実施や、毎年12月に行われる「沼津農林まつり」で農林畜産物の紹介を行うなど、様々な地産地消の取組が行われています。



### ●人工林の多くは伐採適期を迎えている

2020（令和2）年の林野面積は、9,347haで市域全体の約半分を占めています。このうち、ヒノキを主体とした人工林の面積は林野面積の約58%です。人工林の林齢は41年生から60年生（齢級9～12）の林分が53%を占め、伐採期を迎えています。木材需要の低迷や林業経営費の上昇などにより、林業生産活動が停滞している状況です。

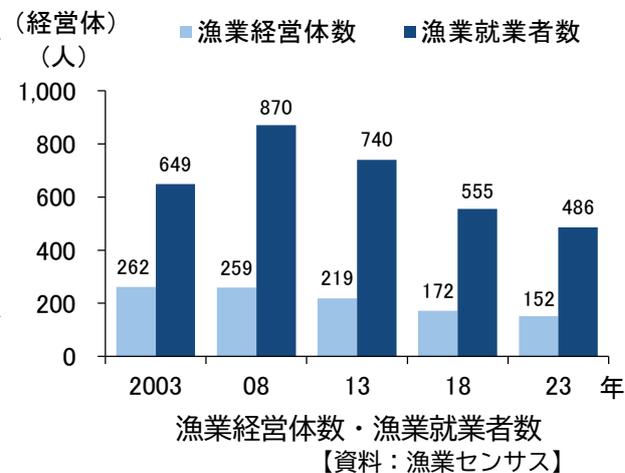
海岸林や市有林では、市とボランティア団体が協働で森林の管理を行っています。



### ●多様な水産加工品を製造している

本市の漁業は海面漁業、海面養殖業から水産加工業まで多様で特色のある水産業が形成されています。「あじのひもの」など多様な水産加工品を製造しており、全国屈指の産地となっています。2023（令和5）年の漁業経営体数は152経営体、漁業就業者数は486人で、漁業経営体数は減少傾向にあります。

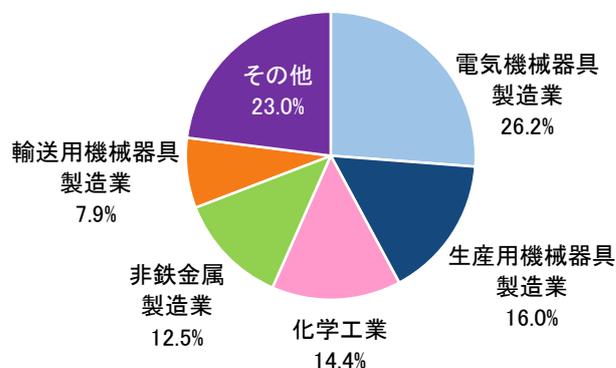
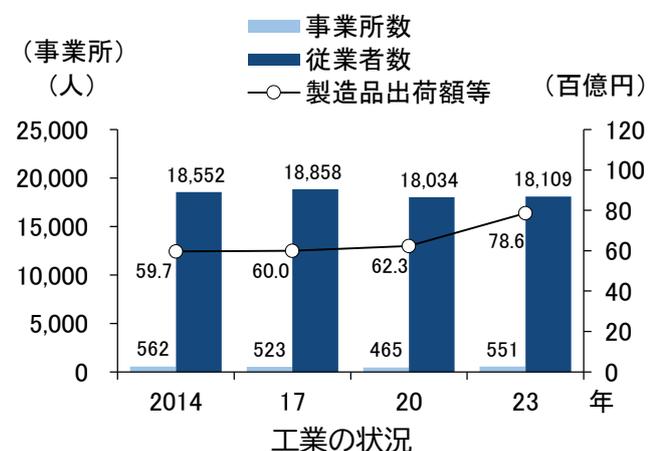
沼津港内の沼津魚市場は、全国有数の取扱量・取扱金額を誇り、本市の地域経済に大きな役割を果たしています。



### ●製造品出荷額等は増加傾向にある

市内の事業所数と従業者数は横ばいとなっていますが、2023（令和5）年の製造品出荷額等は7,858億円で増加傾向にあります。産業分類別の製造品出荷額等では、電気機械器具製造業（26.2%）、生産用機械器具製造業（16.0%）が多くなっています。

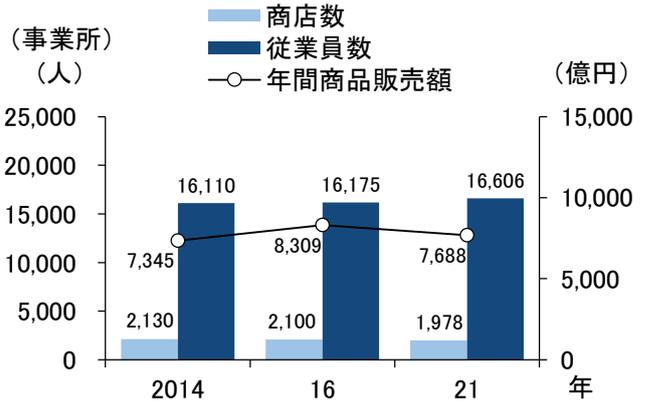
静岡県東部地域においては、富士山麓先端健康産業集積プロジェクト（ファルマバレープロジェクト）が推進されています。



●商品販売額はやや減少している

2021（令和3）年の商店数（小売業・卸売業の事業所数）は1,978事業所、従業者数は16,606人となっています。年間商品販売額は約7,690億円でやや減少しています。

本市では、沼津駅周辺総合整備事業の本格展開と併せて、2020（令和2）年3月に策定した「沼津市中心市街地まちづくり戦略」に基づき、中心市街地を核として商業・業務機能の強化を図る取組を進めています。

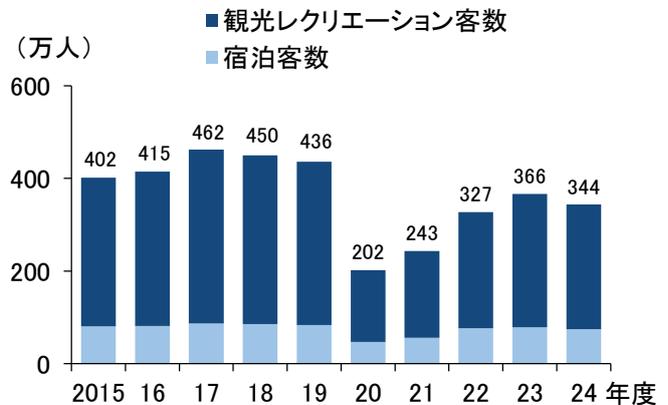


商業の状況（従業者4人以上の事業所）  
【資料：経済センサス】

●観光交流客数は回復傾向にある

本市は、富士・箱根・伊豆という全国ブランドの観光エリアに位置し、国内外から訪れる観光客の伊豆への玄関口としての役割を果たしています。また、海越しの富士山や長い海岸線が織り成す美しい景観、マリンスポーツ、歴史文化施設など、多くの観光資源があります。

観光交流客数は2020（令和2）年度に新型コロナウイルス感染症の影響で減少しましたが、近年は回復傾向にあります。

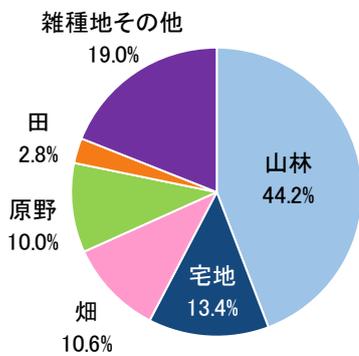


観光交流客数の推移  
【資料：静岡県観光交流の動向】

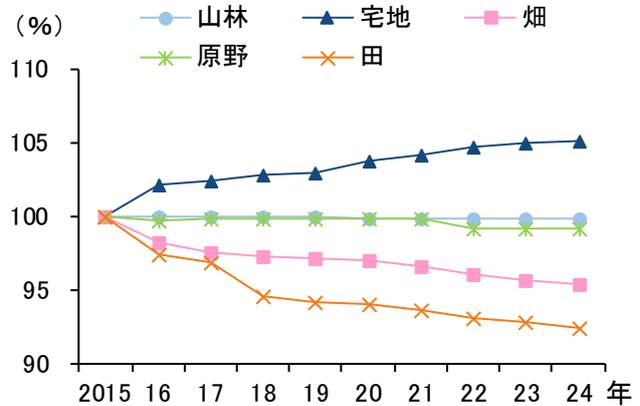
1-3 土地利用

●宅地が増加し、田畑が減少している

2024（令和6）年の地目別土地面積をみると、山林（44.2%）が最も多く、次いで宅地（13.4%）、畑（10.6%）、原野（10.0%）となっています。2015（平成27）年度の面積を100とした場合の推移は、宅地が増加する一方で、田や畑は減少しています。



地目別土地面積の内訳（2024年）  
【資料：沼津市統計書】



地目別土地面積の推移  
【資料：沼津市統計書】

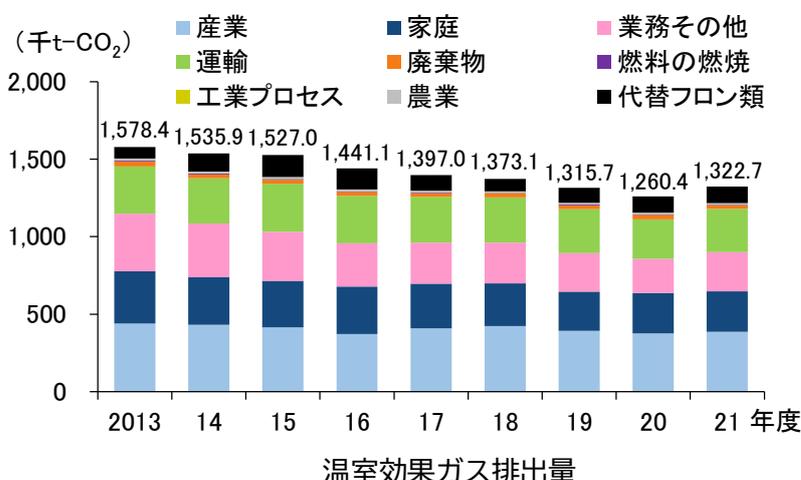
## 第2節 脱炭素社会

### 2-1 温室効果ガス・エコライフ

#### ●市全域の温室効果ガス排出量は2013年度比で16.2%減少している

2021（令和3）年度における温室効果ガス排出量は1,322.7千t-CO<sub>2</sub>で、部門別にみると、産業部門が29.2%、家庭部門が19.8%、業務その他部門が19.1%、運輸部門が21.1%を占めています。2013（平成25）年度比では16.2%減少しています。

また、2021（令和3）年度における1人当たりの二酸化炭素排出量は6.3t-CO<sub>2</sub>/人で、全国（8.3t-CO<sub>2</sub>/人）や静岡県（7.2t-CO<sub>2</sub>/人）の平均よりも少なくなっています。



【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定報告書】

#### ●特定事業者からの温室効果ガス排出量は減少傾向にある

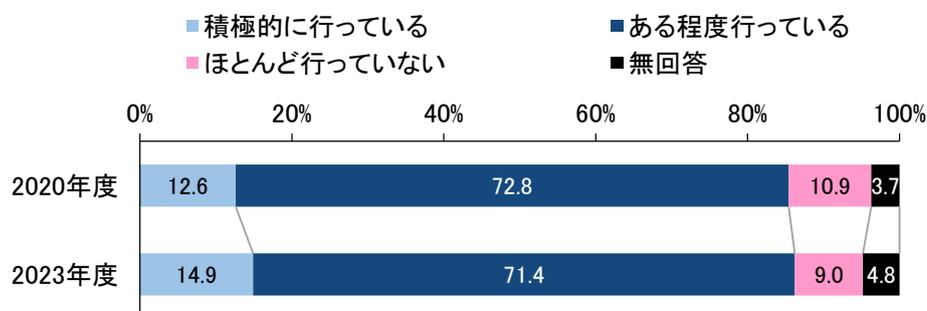
2021（令和3）年度現在、本市にはエネルギー起源CO<sub>2</sub>の算定・報告を行っている特定事業所が産業部門（製造業）の19事業所、業務その他部門の5事業所の計24事業所あります。

2021（令和3）年度の特定事業所からの二酸化炭素排出量は、産業部門（製造業）が180.1千t-CO<sub>2</sub>、業務その他部門が49.8千t-CO<sub>2</sub>でした。2013（平成25）年度以降の特定事業所からの二酸化炭素排出量は、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。

#### ●約86%の市民が省エネルギーを心掛けた生活をしている

2023（令和5）年度の市民意識調査の結果をみると、省エネ・省資源行動について「ある程度行っている」（71.4%）という回答が多く、「積極的に行っている」（14.9%）と合わせて約86%の市民が省エネ・省資源行動を実践していることが分かります。

また、市・市民・事業者が協力して地球温暖化防止に向け、講演会やイベントでのブース出展、エコドライブ講習会など、省エネルギーの普及・啓発を行っています。



省エネ・省資源行動の実施状況

【資料：沼津市市民意識調査】

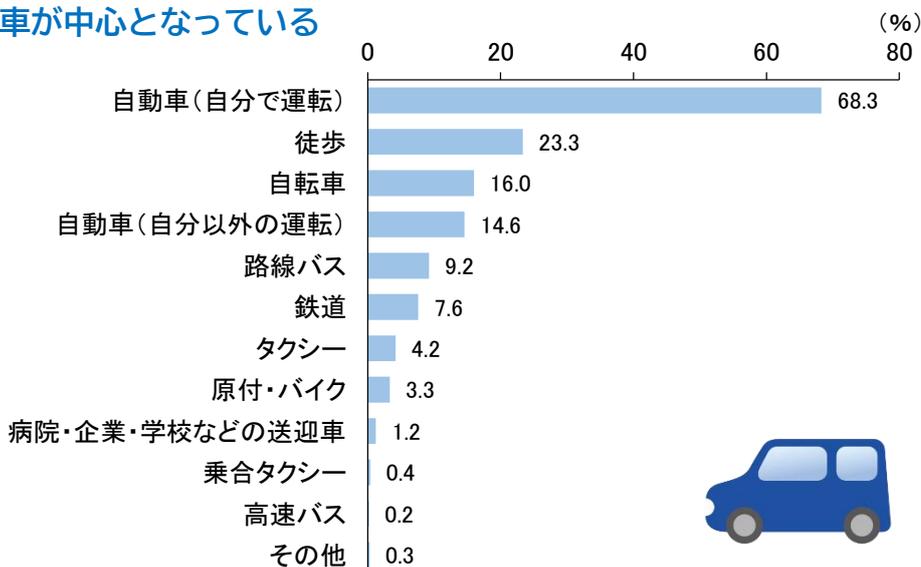
## 2-2 交通・まち・緑

### ●国道1号など慢性的な混雑状態にある

中心市街地周辺では、4区間、8箇所が主要渋滞箇所指定されています。

### ●市民の交通手段は自動車を中心としている

2023（令和5）年度の市民意識調査の結果をみると、平日の交通手段としては、「自動車（自分で運転）」（68.3%）が最も多く、次いで「徒歩」（23.3%）、「自転車」（16.0%）、「自動車（自分以外の運転）」（14.6%）が多くあげられました。



平日の交通手段

【資料：沼津市市民意識調査】

### ●次世代自動車の保有台数は増加している

本市の自動車保有台数は、約16万台でほぼ横ばいで推移しています。市民1世帯当たりの自家用車保有台数は、2025（令和7）年は約1.36台/世帯で、県平均の1.45台/世帯をやや下回っています。

また、次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の保有台数は増加しており、2025（令和7）年の保有台数は25,074台です。なお、全車種に占める割合は15.5%（県平均は15.5%）、乗用車に占める割合は34.4%（県平均は36.9%）です。



自動車の保有台数

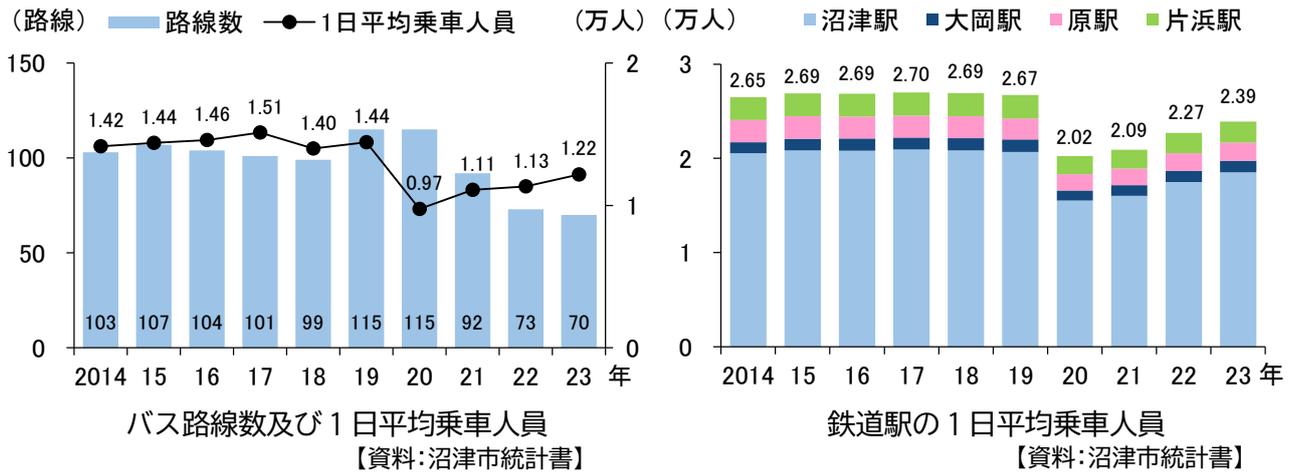
【資料：静岡県の自動車保有台数】

### ●路線バスへのEVバス導入が進んでいる

市内では、富士急シティバス（株）、（株）東海バス、伊豆箱根バス（株）の3社のバス事業者により路線バスが運行されていますが、利用者の減少により路線数も減少してきています。また、路線バスへのEVバス導入が進んでいます。

鉄道はJR東海道本線、JR御殿場線が運行されており、沼津駅、片浜駅、原駅、大岡駅の4駅があります。1日平均乗車人員は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少しましたが、回復傾向にあります。

本市では、過度な自動車への依存を低減するとともに、日常・観光に気軽に使えるツールとして、本市と市町（三島市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・清水町・函南町・長泉町）に展開している電動アシストつき自転車のシェアリングサービス「ハレノヒサイクル」の活用を推進しています。市内においては、沼津駅を中心に13箇所設置されています。

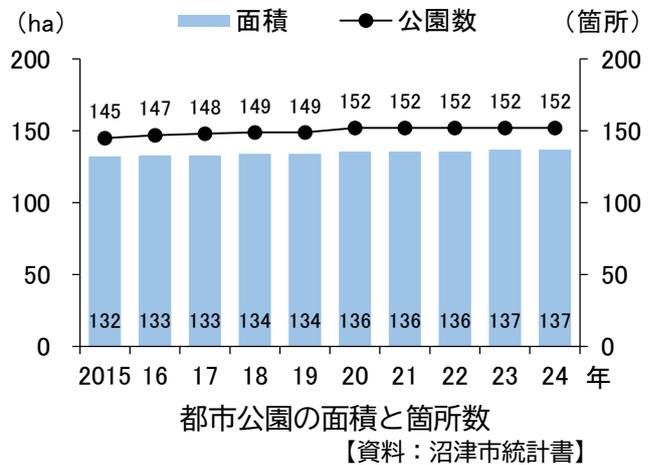


### ●公園数と面積はやや増加している

2024 (令和6)年4月1日現在では、都市公園152箇所、面積137haで、近年は横ばいとなっています。

2022 (令和4)年度の1人当たり公園面積は7.3m<sup>2</sup>/人となっており、全国(10.9m<sup>2</sup>/人)、静岡県(10.3m<sup>2</sup>/人)と比較すると下回っています。

本市では、より安全で利用しやすい公園づくりとともに、地域コミュニティ活動の輪を広げていくことを目的として「都市公園等愛護会」制度を設け、会員による公園内の清掃や除草等の活動が行われています。

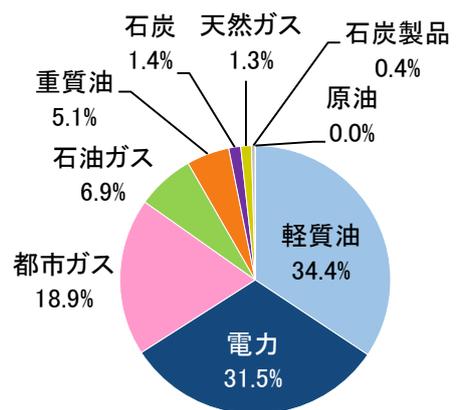


## 2-3 エネルギー

### ●エネルギー使用量は軽質油や電力が多い

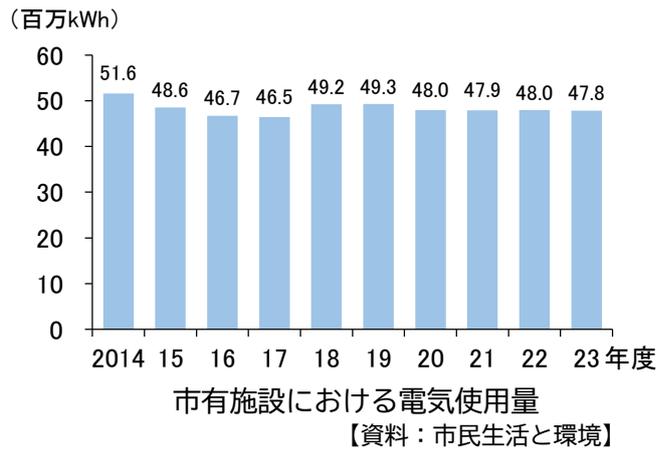
2021 (令和3)年度における種類別のエネルギー使用量(熱量)の内訳は、軽質油(ガソリン、軽油、灯油、ナフサ)が全体の34.4%を占めており、次いで電力(31.5%)、都市ガス(18.9%)、石油ガス(6.9%)の順となっています。

2013 (平成25)年度を基準とした種類別のエネルギー使用量の推移をみると、2021 (令和3)年度のエネルギー消費量は12.3%減少しています。



### ●市有施設の電気使用量は減少している

本市では、沼津市環境マネジメントシステムや「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」などに基づき、市有施設の省エネルギーに向けた取組を行っています。2023（令和5）年度の市有施設における電気使用量は47,842千kWhで、2014（平成26）年度と比較して7.3%減少しました。



### ●地中熱、風力発電、太陽光発電の導入ポテンシャル量が多い

本市の再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、水力、木質バイオマス、太陽熱、地中熱など）の導入ポテンシャル量は15,741.8TJ/年であり、地中熱利用が最も多く、次いで太陽光、風力の順となっています。

### ●太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進している

本市における再生可能エネルギーの利用状況は、そのほとんどが太陽光による発電利用であり、太陽光発電の導入容量は、年々増加傾向にあります。また、2023（令和5）年度における再生可能エネルギーの年間想定発電量は、市内の電気使用量の約4.8%に相当します。

本市では、小中学校や清掃プラント、工場・事業場などに太陽光発電、太陽熱利用、廃熱利用などの再生可能エネルギー設備を導入し、活用しています。さらに、既存住宅に再生可能エネルギー・省エネルギー機器を設置する市民に補助金を交付しています。

### ●条例により再生可能エネルギー発電事業と景観等の調和を推進している

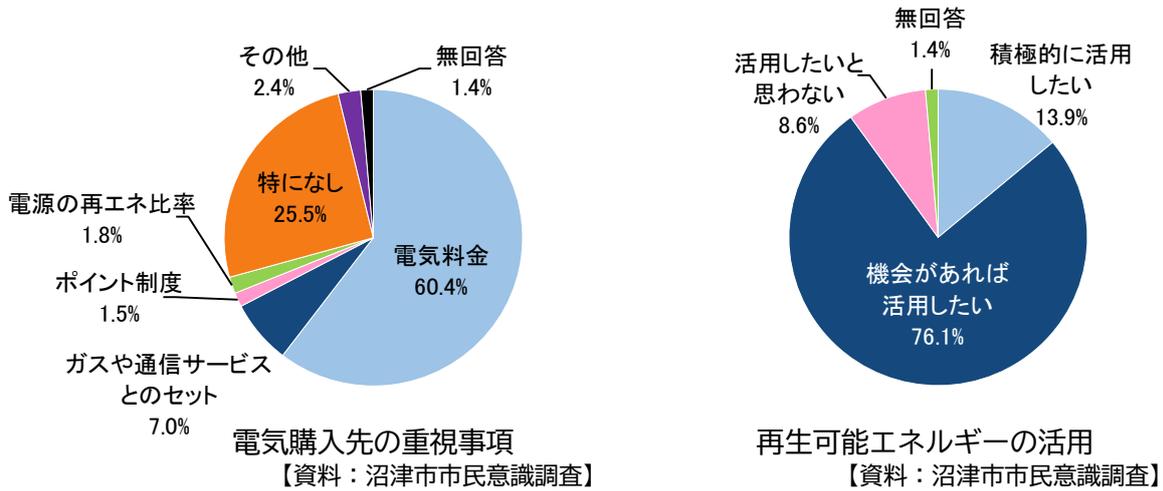
近年、太陽光発電事業や風力発電事業などの再生可能エネルギー発電事業の実施に当たり、景観を阻害する施設や周辺環境への配慮を欠いた施設が建設されるケースが増えてきています。

このような問題に対し、本市の美しい景観、豊かな自然環境及び安全かつ快適な生活環境と再生可能エネルギー発電事業との調和を図り、豊かな地域社会の発展へとつなげていくため「沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を2020（令和2）年9月に施行しました。対象となるのは太陽光発電事業及び風力発電事業であり、条例では抑制区域の指定、説明会の開催、届出、市長の同意などについて規定しています。

### ●市民は電気料金を重要視し、再生可能エネルギーの活用には前向きである

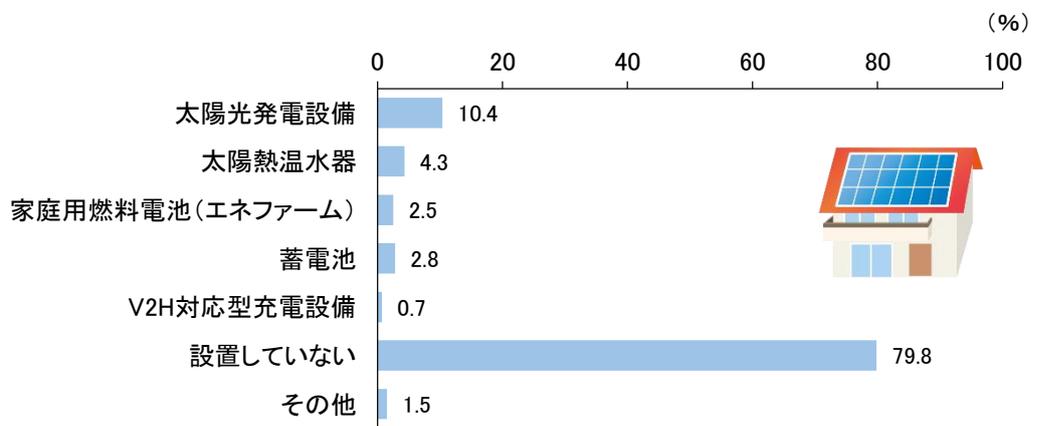
2021（令和3）年度の市民意識調査の結果をみると、電気購入先の重視事項としては、「電気料金」（60.4%）が最も多く、次いで「特になし」（25.5%）、「ガスや通信サービスとのセット」（7.0%）が多くあげられました。

また、再生可能エネルギーの活用としては、「機会があれば活用したい」（76.1%）が最も多く、「積極的に活用したい」（13.9%）と合わせて90%の市民が活用したいと思っていることが分かります。



●再エネ・省エネ設備を設置していない家庭が多い

2021（令和3）年度の市民意識調査の結果をみると、再エネ・省エネ設備の設置状況としては、「設置していない」（79.8%）が最も多く、次いで「太陽光発電設備」（10.4%）が多くあげられました。

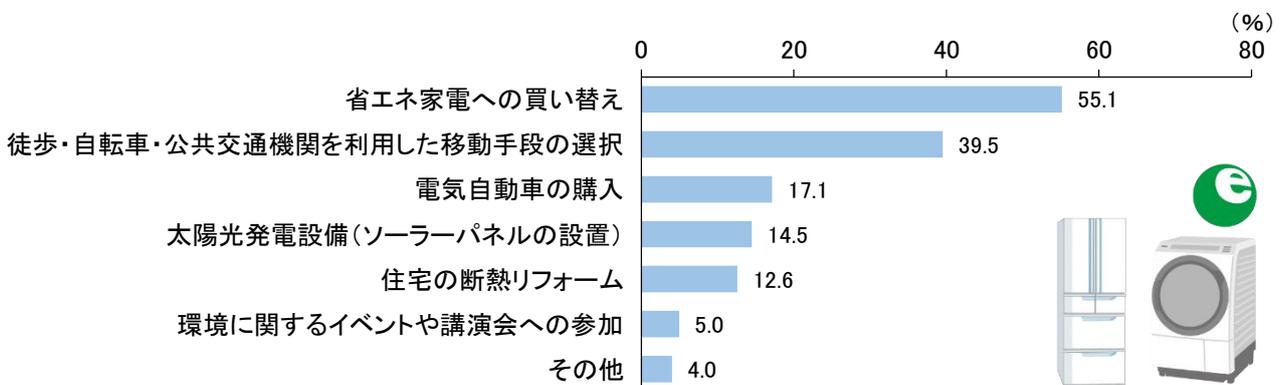


再エネ・省エネ設備の設置状況

【資料：沼津市市民意識調査】

●省エネで今後取り組みたいものは省エネ家電への買い替えが多い

2023（令和5）年度の市民意識調査の結果をみると、今後取り組みたい省エネ行動は、「省エネ家電への買い替え」（55.1%）が最も多く、次いで「徒歩、自転車、公共交通機関を利用したエコな移動手段の選択」（39.5%）が多くあげられました。



省エネで今後取り組みたいもの

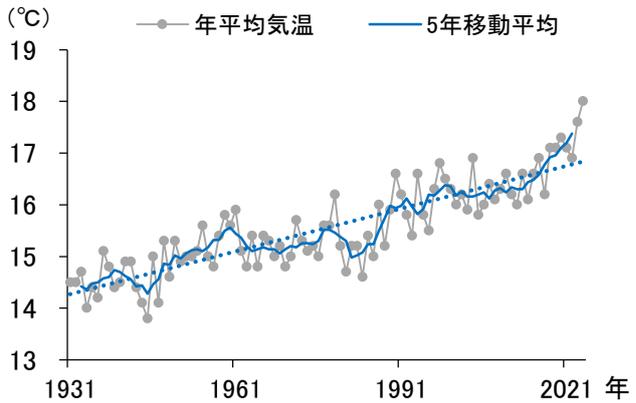
【資料：沼津市市民意識調査】

## 2-4 気候変動

### ●年平均気温が上昇している

本市の最寄りの気象観測所である三島特別地域気象観測所（三島市）における年平均気温は90年間で約2.5℃上昇しています。

また、真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数は増加、冬日は減少する傾向にあります。



三島市の年平均気温（1931～2024年）

【資料：気象庁】

### ●気候変動により本市にも様々な影響が生じると考えられる

今後、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）、21世紀末までに本市でも様々な影響が生じるものと考えられます。例えば、年平均気温は3～5℃上昇するとともに、熱中症搬送者数や熱ストレス超過死者数の増加、品質のよいコメの収量低下、ウンシュウミカンの栽培適地の移動、海水温の上昇による漁獲量の減少、ブナ林の消滅、砂浜の消失、海面の上昇などが考えられます。

### ●クーリングシェルターを設定している

本市では、熱中症による健康被害を防ぐため「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」を設置しています。これは、静岡県に「熱中症特別警戒アラート」が発表された際に、市民が一時的に暑さを避けられるよう開放される冷房完備の施設です。開所期間は毎年4月下旬から10月下旬の指定日までで、利用時には飲料の持参や施設管理者の指示に従う必要があります。また、市は民間施設にも協力を呼びかけ、地域全体で熱中症予防に取り組んでいます。



#### エアコンを適切に使用しましょう

- 昼夜問わずエアコン等を使用して温度調節をしましょう。



#### 外出はできるだけ控え、暑さを避けましょう

- 熱中症を予防するためには暑さを避けることが最も重要です。
- 不要不急の外出はできるだけ避けましょう。



#### 熱中症のリスクが高い方に声かけをしましょう

- 高齢者、子ども、持病のある方、肥満の方、障害者等は熱中症になりやすい方々です。これらの熱中症のリスクが高い方には、身近な方から、夜間を含むエアコンの使用やこまめな水分・塩分補給等を行うよう、声をかけましょう。



#### 外での運動は、原則、中止／延期をしましょう

- 身の回りの暑さ指数（WBGT）に応じて屋外やエアコン等が設置されていない屋内での運動は、原則、中止や延期をしましょう。



#### 普段以上に「熱中症予防行動」を実践しましょう

- のどが渇く前にこまめに水分・塩分を補給しましょう。（1日あたり1.2Lが目安）
- 涼しい服装にしましょう。



#### 暑さ指数（WBGT）を確認しましょう

- 熱中症を予防するためには暑さを避けることが最も重要です。
- 不要不急の外出はできるだけ避けましょう。

※環境省熱中症予防情報サイト：<https://www.wbgt.env.go.jp/>

学校やイベントの管理者等においては現場に応じた対応策をあらかじめ定め、熱中症警戒アラート発表時には速やかに実行してください。

### 熱中症警戒アラート発表中の予防行動

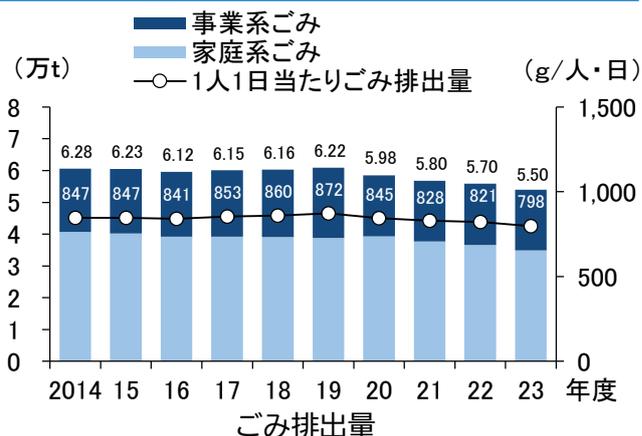
【資料：環境省】

## 第3節 循環型社会

### 3-1 ごみ

#### ●ごみ排出量は近年横ばいである

2023（令和5）年度のごみ排出量は54,961tで、横ばいの傾向にあります。2023（令和5）年度における1人1日当たりのごみ排出量は798g/人・日で、県平均（807g/人・日）よりも少なくなっています。



【資料：一般廃棄物処理実態調査】

#### ●「沼津方式」の分別方法は全国で行われている分別の基本となった

本市は、1975（昭和50）年度に全国に先駆けて、「燃えるごみ（燃やすごみ）」「埋立ごみ」「資源ごみ（資源）」の3種類の分別収集を開始しました。この収集方法は「沼津方式」と呼ばれ、全国で現在行われているごみ分別方法の基本となっています。また、近年では、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を活用しながら、ごみの減量・資源化に継続して取り組んでいます。

#### ●ごみの減量・資源化に取り組むお店を「すまいるしょっぴ」に認定している

簡易包装の推進、買い物袋の推奨、食品ロスの削減、資源物の店頭回収など、積極的にごみの減量・資源化推進に取り組んでいる販売店・飲食店・宿泊施設を「すまいるしょっぴ」（沼津市ごみ減量・資源化推進協力事業所）として認定しています。2022（令和4）年4月1日現在で認定件数は販売店が41事業所、飲食店が15事業所、宿泊施設が4事業所の計60事業所であり、そのうち認定から2年を経過し5以上の事項を実施している事業所である「金賞すまいるしょっぴ」は22事業所となっています。



すまいるしょっぴ  
認定ステッカー

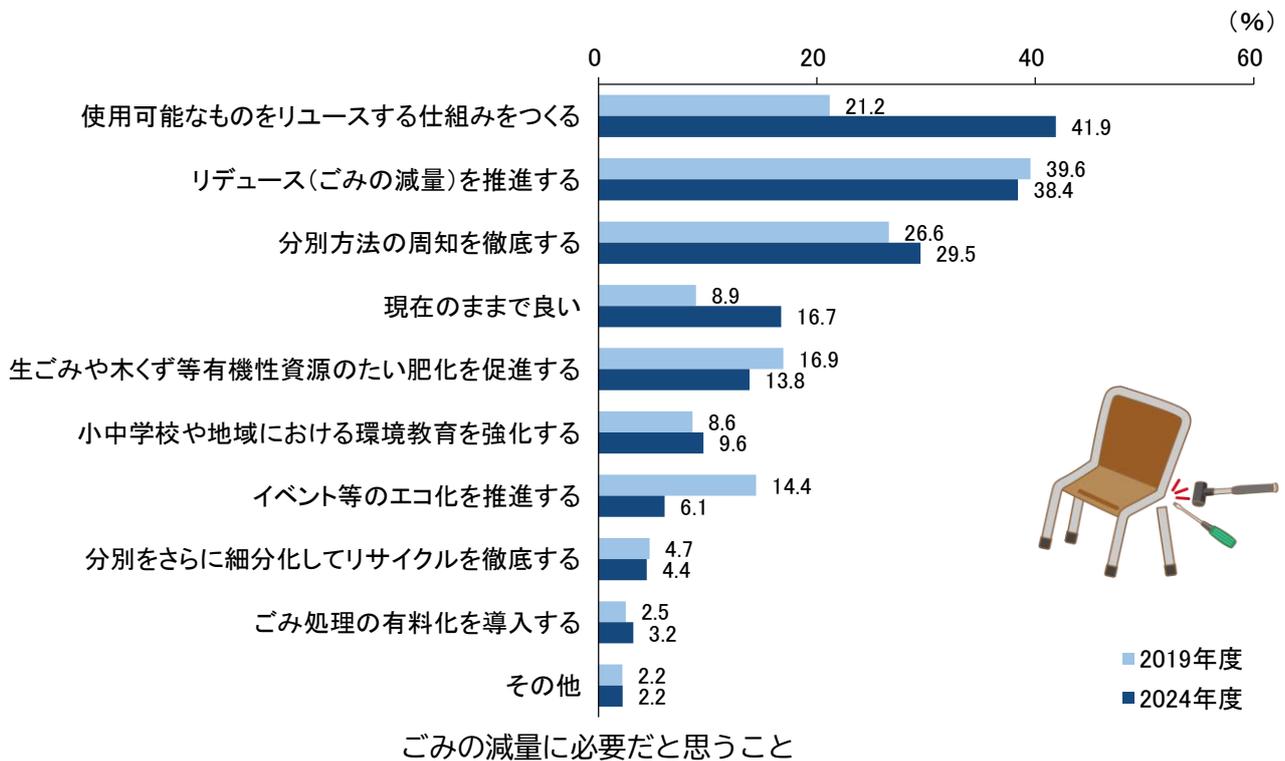
#### ●民間事業者と連携してリユース・リサイクルを推進している

本市では、事業者と連携協定を締結し、まだ使える不要品を処分費用や搬出の手間なく手軽に売却まで行うことができる民間のリユースサービス（リユースプラットフォーム「おいくら」及び「メルカリShops」など）を活用した再生利用可能な廃棄物の売却を開始し、不要品のリユース（再利用）の推進を行っています。

また、本市は2023（令和5）年2月にコカ・コーラボトラーズジャパン（株）と「ペットボトル資源循環リサイクルに関する事業連携協定」を締結しました。本市が回収している使用済みペットボトルは「水平リサイクル(ボトル to ボトル)」により、コカ・コーラ社製品のペットボトルに再生されます。

#### ●ごみの減量にはリユースの仕組みづくりなどが必要だと思われる

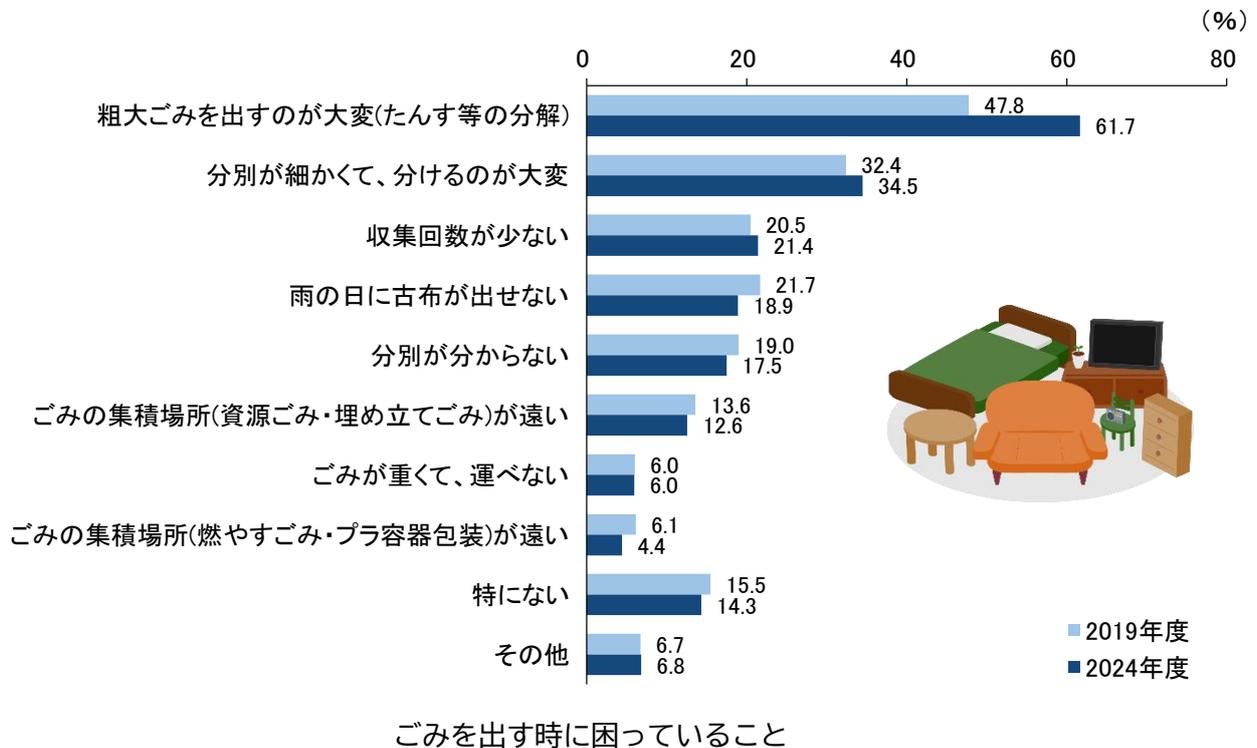
2024（令和6）年度の市民意識調査の結果をみると、ごみの減量に必要だと思うこととして「使用可能なものをリユース（繰り返し使用）する仕組みをつくる」（41.9%）、「ごみになるものを作らない、買わないという「リデュース（発生抑制）運動」を推進する」（38.4%）、「分別方法の周知を徹底する」（29.5%）が多くあげられました。2020（令和2）年度の結果と比較すると、「使用可能なものをリユース（繰り返し使用）する仕組みをつくる」「分別方法の周知を徹底する」「現在のままで良い」が増加しています。



【資料：沼津市市民意識調査】

●ごみを出す時に困っていること

2024（令和6）年度の市民意識調査の結果をみると、ごみを出す時に困っていることとして「粗大ごみを出すのが大変（たんすなどの分解）」（61.7%）「分別が細かくて、分けるのが大変」（34.5%）が多くあげられました。2020（令和2）年度の結果と比較すると、「粗大ごみを出すのが大変（たんすなどの分解）」「分別が細かくて、分けるのが大変」がさらに増加しています。



【資料：沼津市市民意識調査】

### ●資源化によるごみの焼却・埋立処分量の減量化を行っている

燃やすごみは、清掃プラントにて24時間体制で焼却処理を行っています。清掃プラントは、1日に150tのごみを処理できる焼却炉を2炉備えています。また、2021（令和3）年に資源ごみ中間処理場を廃止するとともに清掃プラント敷地内へ暫定的にカレットのストックヤードと資源ごみ解体作業場を設置し、ごみの適正処理と資源化による焼却・埋立処分量の減量化を行っています。さらに、埋立ごみの破碎選別により資源・燃やすごみを抽出し、適正処理することで、埋立量の削減を図っています。

なお、老朽化した清掃プラントに代わる新中間処理施設は2030（令和12）年1月から稼働を予定しており、ストーカ方式の焼却炉の処理能力は合計210t/日（105t/日×2基）、蒸気タービンのごみ発電システムなど最新技術が導入される予定です。

ごみ処理施設の概要

名称	清掃プラント	最終処分場
所在地	沼津市上香貫三ノ洞	沼津市植田字前通
竣工年月	1976（昭和51）年10月	再処理施設：1986（昭和61）年3月 浸出液処理施設：2003（平成15）年3月
概要	○全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式） ○処理能力：150t/24時間×2炉 ○ダイオキシン類対策改良工事（2002（平成14）年3月） ○余熱利用は構内冷暖房ほか	○敷地内には再処理施設、浸出液処理施設がある ○処理方式：生物処理（接触酸化+凝集沈殿+高度処理）120 m <sup>3</sup> /日（最大600 m <sup>3</sup> /日）

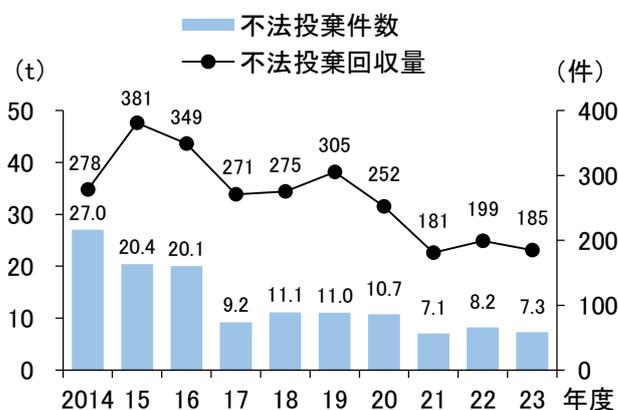
【資料：沼津市一般廃棄物処理基本計画】

## 3-2 不法投棄・美化活動

### ●愛鷹山麓などを中心に不法投棄が問題となっている

本市では、愛鷹山麓などを中心に不法投棄が問題となっており、過去には西野地区の山中に廃プラスチックや木くずなどの産業廃棄物が不法投棄される事件が発生しました。

地元住民が中心となって、不法投棄されたごみの回収を定期的に行うなど、地域の環境美化に努めているほか、不法投棄パトロールの実施や看板の設置を行っています。不法投棄の件数、回収量に増減があるものの減少傾向にあり、2023（令和5）年度は185件、7.3tとなっています。



【資料：沼津市市民意識調査】

### ●漂着ごみを回収する美化活動が行われている

本市は河川の下流域や海岸部に当たることから、河川の上流や沿岸からたくさんのごみなどが流れ着き、大きな問題となっています。漂着ごみは美観を損ねるだけではなく、漁業にも大きな影響を与えています。本市では、漂着物などの清掃処理を行うほか、海岸部の自治会などを中心とした海岸愛護団体による海岸一斉清掃や定期清掃などが行われています。

また、市民と行政が協働で進める「ぬまづまちピカ応援隊制度」により、道路・公園・緑地などのごみ拾いや花壇の手入れ、除草などの環境美化活動に取り組んでいただける市民・企業・各種団体などを支援しています。「ぬまづまちピカ応援隊」は、2025（令和7）年3月時点で33団体となっています。

## 第4節 自然共生社会

### 4-1 生物

#### ●生物は約4,000種の記録がある

本市で確認されたことのある生物は、合計3,998種の記録があります。低地から山地を中心に多くの植物が生育し、湿地、河川、山地、海域など多様な環境に様々な動物が生息しています。本市は植物地理学でいう「フォッサマグナ地域」に位置しており、同地域に特有なマメザクラ、ランヨウアオイなどの植物が生育しています。

かつては静岡県で最も大規模な湿地帯であった浮島ヶ原は、数多くの湿生植物や水生植物が生育していました。サワトラノオやヒキノカサは、浮島ヶ原を県内唯一の生育地とする種です。なお、浮島ヶ原は、「浮島沼の湿地」として、「ふじのくに生物多様性地域戦略」で「今守りたい大切な自然」に選定されています。

#### ●絶滅の可能性のある動植物が確認されている

絶滅の可能性のある動植物として、「静岡県レッドリスト2020」に掲載されている326種（植物185種、動物141種）、「環境省レッドリスト（2020, 2025）」、「環境省版海洋生物レッドリスト（2017）」のみに掲載されている60種（植物13種、動物47種）の合計386種（植物198種、動物188種）が市内で確認されています。

また、本市で確認されている動物のうち、カモシカ、カンムリウミスズメなど6種が国指定の天然記念物・特別天然記念物に指定されています。

#### ●天然記念物が9件指定されている

2024（令和6）年10月現在、本市には89件の指定文化財があります。そのうち、天然記念物は国指定の「大瀬崎のビャクシン樹林」、県指定の「岡宮浅間神社のクス」「御浜岬のイヌマキ群生地」「鮎壺の滝」「河内の大スギ」、市指定の「久連神社社叢」「赤野観音堂のカヤ」「河内の稲荷スギ」「部田神社のコブ付大クス」の合計9件があります。

#### ●特定外来生物が確認されている

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、生態系や人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入などを規制しています。本市では、オオキンケイギク、ガビチョウ、カミツキガメ、ウシガエル、アリゲーターガー、カダヤシ、ブルーギルなど合計16種の特定外来生物が確認されています。

#### ●野生鳥獣による林産物・農作物などへの被害が発生している

カラスやイノシシ、ニホンジカなどの鳥獣による林産物・農作物などへの被害が発生しています。2024（令和6）年度の被害面積は約8.3ha、被害見積額は1,923万円でした。

## 4-2 生態系・生物多様性

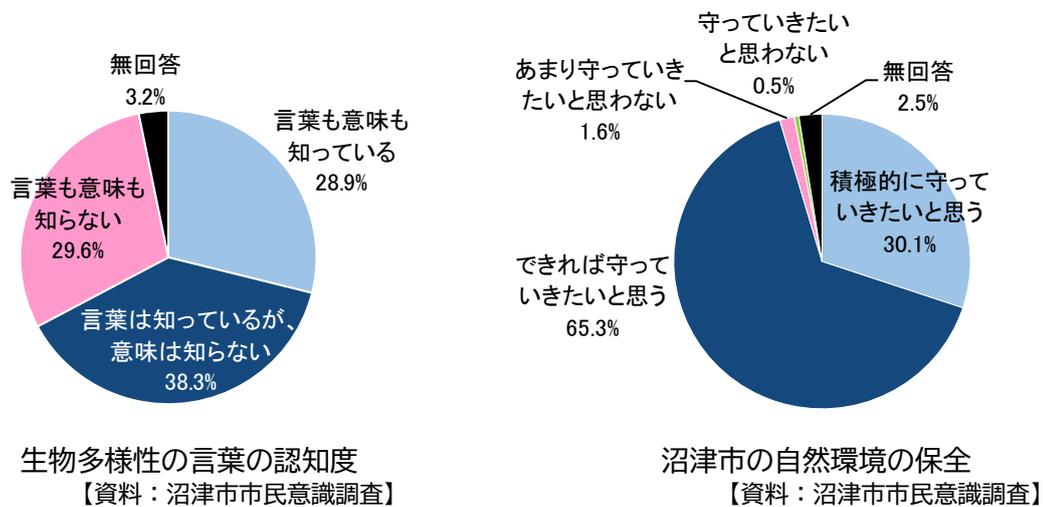
### ●大きく6つの生態系に分けられる

本市の生態系は、地形、地質、標高、植生の観点から分類すると、大きく「奥山」「里地里山」「田園・湿地」「市街地」「河川・池沼」「海岸・海洋」の6つに区分することができます。これらの生態系は、多様な生物の生息・生育環境の場となっています。

### ●生物多様性の言葉の認知度はまだ低いものの、自然環境の保全を守りたい市民が多い

2025（令和7）年度の市民意識調査の結果をみると、生物多様性の言葉の認知度として、「言葉も意味も知っている」（28.9%）と回答した市民は約3割でした。

また、沼津市の自然環境の保全について、「できれば守っていききたいと思う」（65.3%）が最も多く、「積極的に守っていききたいと思う」（30.1%）と合わせて約95%の市民が沼津市の自然を守っていききたいと思っていることが分かります。



### ●市域に占める保護地域の割合は31.9%である

本市には、「生物多様性国家戦略 2023-2030」で定める保護地域として、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護林などがあり、これらを合計すると市域に占める保護地域の割合は31.9%です。なお、日本全体の保護地域の割合は、陸域が20.5%、海域が13.3%です。

### ●市内には「自然共生サイト」に登録された区域が1箇所ある

本市には、環境省の「自然共生サイト」に登録された区域が1箇所（富士通(株)沼津工場）あります。

## 4-3 人と自然とのふれあい・景観

### ●自然とふれあうことのできる場所がたくさんある

本市は海、山、川の豊かな自然環境に恵まれていることから、マリンスポーツ・海水浴や水とのふれあい、ハイキングコース、自然観察スポット、花の観賞など、自然とふれあうことのできる場所がたくさんあります。

### ●富士山のビューポイントが多い

市内には香貫山の香陵台、沼津港大型展望水門「びゅうお」、大瀬崎、御浜岬、煌めきの丘など、富士山のビューポイントがたくさんあります。また、浮島ヶ原や達磨山、鮎壺の滝などは「日本の自然景観」

に掲載されているほか、北山の棚田は「日本の棚田百選」、千本松原は「日本の白砂青松百選」、牛臥・島郷・志下海岸は「日本の渚百選」に選定されているなど、景観資源にも恵まれています。

### ●伊豆半島ジオパークのジオサイトが多数分布している

本市にもジオサイトを有する伊豆半島ジオパークは、2018（平成30）年4月、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）から国内9地域目のユネスコ世界ジオパークに認定されました。市内には、牛臥山、淡島などのジオサイトや沼津ビジターセンター（道の駅「くるら戸田」内）があります。

## 4-4 生活環境

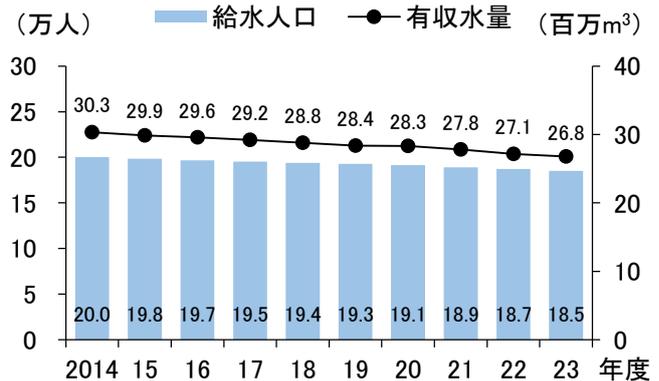
### ●湧水や地下水などの水資源に恵まれている

黄瀬川の扇状地の末端部分（扇端）は、富士山南東麓と箱根外輪山の西部、愛鷹山の東部を集水域とし、豊富な地下水を有するため、静岡県東部地域に生活用水を供給しています。このうち、浮島ヶ原から原・今沢地区には愛鷹山南麓から地下水が流下しています。

静岡県の調査によると、市内の湧水地点として50地点が記録されていますが、このうち15地点では以前より減少、4地点では枯渇したとされています。

### ●安全でおいしい水が供給されている

2023（令和5）年度の年間有収水量は2,676万 $m^3$ で徐々に減少する傾向にあります。本市の水道は、大部分を深井戸による地下水、そして一部の山間地においては湧水及び伏流水を水源としています。また、水道法に基づく水質基準に適合した、「安全でおいしい水」を継続して供給するため、年間を通じて水質管理に取り組んでいます。



上水道の状況

【資料：沼津市統計書】

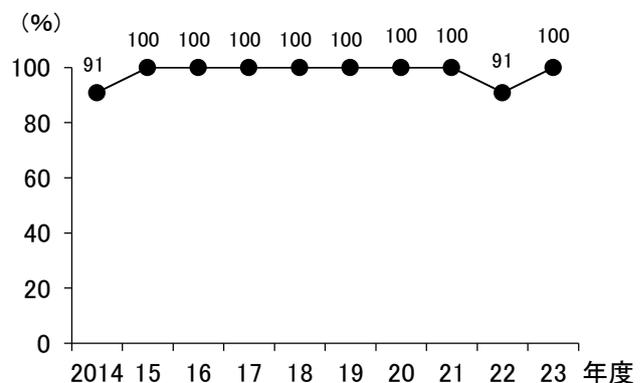
### ●主要河川や海域は環境基準を達成している

市内11主要河川を対象とした生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準達成率は90~100%と高い達成率となっています。

海域は5地点で測定を実施しており、2023（令和5）年度は4地点で概ね化学的酸素要求量(COD)の環境基準を達成しています。

### ●汚水処理人口普及率は約90%である

本市における2024（令和6）年度末の汚水処理人口普及率は90.6%（下水道普及率63.1%）で、県平均86.5%を上回っています。



市内11主要河川の水質基準達成率

【資料：市民生活と環境】



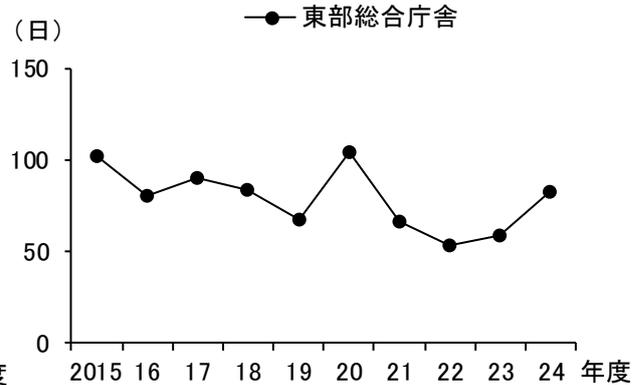
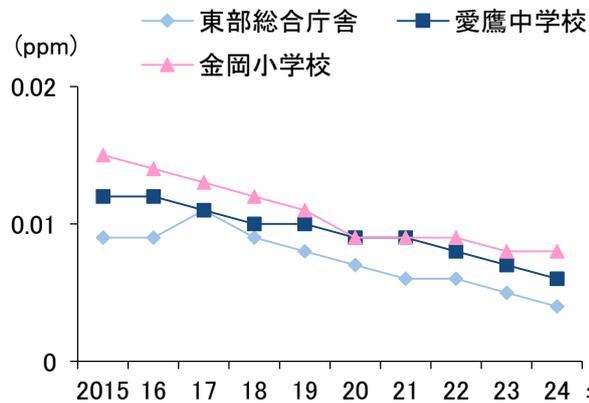
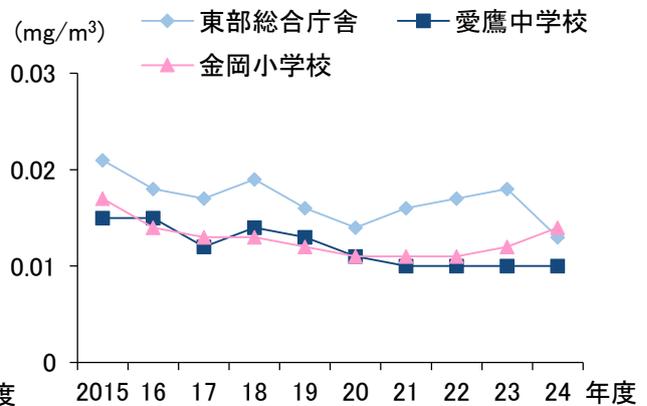
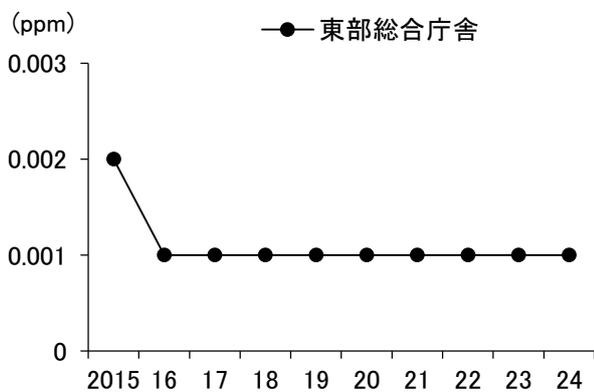
## 合併処理浄化槽への切り替えと検査・点検・清掃

下水道の未整備地域では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが進んでいます。合併処理浄化槽はトイレだけでなく、台所や風呂などの生活排水も処理できるため、環境への負荷を低減することができます。切り替えについては、市の補助制度を活用できます。また、浄化槽は設置後の維持管理も重要です。年1回の法定検査、定期的な点検・清掃を怠ると、機能低下や悪臭の原因になります。快適な暮らしと生活環境を守るため、正しい管理を心がけましょう。

### ●二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素は環境基準を達成している

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素は低濃度で推移し、環境基準を達成しています。

光化学オキシダントの発生源は多種多様であり、発生経路も複雑であるため対策が難しく、環境基準は未達成ですが、高濃度による注意報以上の発令日はありません。



注) 現在の測定地点が東部総合庁舎のものは、2016（平成28）年度以前は勤労青少年ホームで測定。

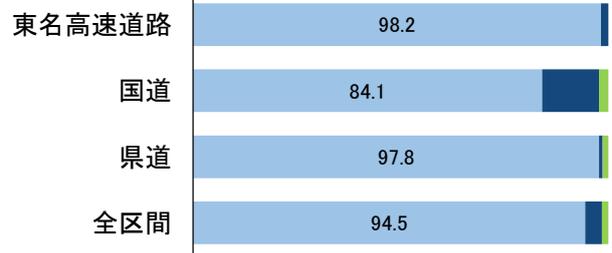
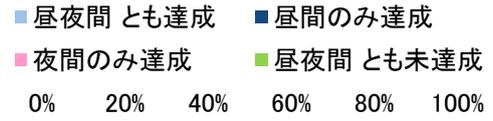
大気汚染物質の状況

【資料：市民生活と環境】

●自動車騒音は高い割合で環境基準を達成している

2023(令和5)年度の自動車騒音の測定結果では、94.5%の高い割合で昼間(6時~22時)及び夜間(22時~6時)とも、環境基準を達成しています。

また、2023(令和5)年度末で、騒音の規制対象となる工場・事業場は3,387件、振動の規制対象となる工場・事業場は2,094件あります。



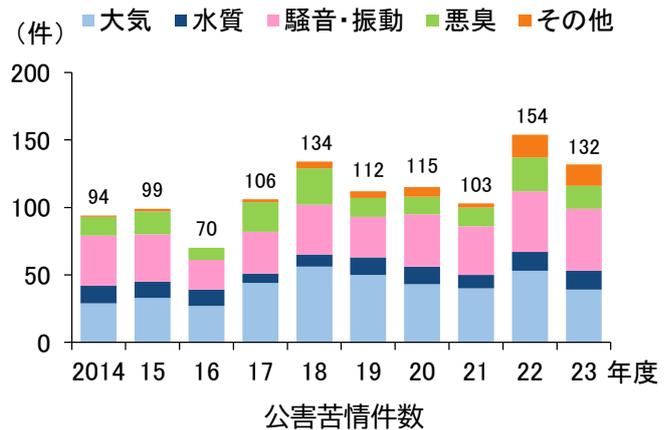
自動車騒音の面的評価の環境基準達成率(2023年度)  
【資料：市民生活と環境】

●臭気指数による悪臭規制をしている

本市における悪臭に係る規制基準(臭気指数)は、住居系の地域が臭気指数12、商業系の地域及び準工業地域が15、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域及び戸田地域が18、水産加工業の集積地域や標高50m以上の市街化調整区域が21です。

●公害苦情が寄せられている

大気汚染や騒音・振動等への公害苦情が発生しており、業種別では建設業や製造業、家庭生活など、用途地域別では住居地域での苦情が寄せられています。



【資料：市民生活と環境】

●化学物質の排出量・移動量は県内19番目の量である

PRTR制度(化学物質の排出移動量登録制度)とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、「事業所から環境(大気・水・土壌)への排出量」と「廃棄物や下水道による事業所外への移動量」を事業者自ら把握して国に届け出るとともに、国がそれを公表する制度です。

県のとりまとめによると、2022(令和4)年度における沼津市からの第1種指定化学物質(515種類)の排出量・移動量合計は118,812kg/年で、県内では19番目の量となっています。そのうち大気への排出が98,442kg/年(82.9%)、事業所外への廃棄物としての移動が14,489kg/年(12.2%)、公共用水域への排出が5,880kg/年(4.9%)となっています。

●ダイオキシン類は環境基準を達成している

本市では、ダイオキシン類の汚染状況を把握するため、1998(平成10)年度から大気環境調査、2000(平成12)年度から河川水質・底質及び土壌環境調査、2003(平成15)年度から地下水環境調査、2006(平成18)年度から海域水質・底質環境調査を実施しています。

近年は各調査において全地点で環境基準を達成しています。また、土壌・地下水は測定年度により異なる地点で調査を行っており、いずれの地点の値も低く、環境基準を達成しています。

## 第5節 環境教育

### 5-1 環境教育・環境学習・環境保全活動

#### ●学校の授業や出前講座などで環境教育・環境学習を推進している

市民への環境保全意識の普及を図るため、学校や地域、団体に対し、出前講座への講師派遣を通じた環境教育を実施しています。また、家庭で省エネルギー、省資源、ごみ減量などの環境活動を進める契機としてアース・キッズ事業などを実施しています。

親子水生生物観察会などの自然観察会も定期的を開催し、環境学習の機会づくりを行っています。

#### ●自発的な環境保全活動が行われている

個人、市民団体、自治会、NPO、事業者などによる自発的な環境保全活動が各地域で行われています。



アース・キッズ事業



自然観察会



自然体験教室

#### 市による環境教育の事例

学校における環境教育の推進	園児（幼児）に対しては、ごみの分別教育、廃材を教材として再利用、動植物とのふれあいを通じ自然への興味を持たせます。児童（生徒）に対しては、各教科・総合的な学習の時間の中での環境教育の実施、リサイクル運動・環境美化活動の実施などを行います。
親子水生生物観察会	狩野川水系水質保全協議会と協力して、夏休み親子水生生物観察会を清水町との合同により桃沢川で開催しています。
ぬまづ親子環境教室	環境に配慮した活動をしている企業を見学し、身近な電気に関する話やエコの話など環境への取組について親子で学びます。
アース・キッズ事業	静岡県及び静岡県地球温暖化防止活動推進センターと協力し、小学校高学年を対象に、地球温暖化をテーマとした環境教育を実施しています。こどもたちが家庭でエコリーダーとなって活動することにより、こどもから家庭へ省エネルギー活動が広がることを狙っています。
ぬまづエコ-CO <sub>2</sub> （エココツ）アクション	チェックシートを使って、“ちょっとした気配り”で実践できる、7日間のエコ生活にチャレンジする取組です。
出前講座への講師派遣	市内の学校や地域、団体などからの依頼に応じ、地球温暖化やごみ等に関する出前講座を行っています。
こどもエコクラブの支援	こどもたちが地域の中で仲間と一緒に地域や地球環境に関する学習、具体的な取組・活動を展開するため創設された「こどもエコクラブ」の活動を支援しています。
自然観察会	浮島ヶ原・門池公園などで自然観察会や自然体験教室などを実施しています。
林業に関する授業	市内の小学校を対象に、林業を体験する授業を実施しています。
清掃プラント施設見学	市内の小学校を対象に、ごみ焼却施設「沼津市清掃プラント」を見学し、海洋プラスチックごみ防止、ごみ減量の取組等について学びます。

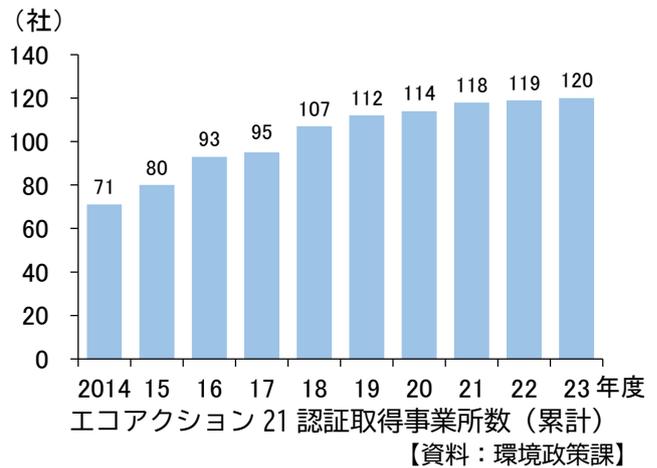
●市独自の環境マネジメントシステムを運用している

本市では、2012（平成24）年2月にISO14001の認証登録を返上し、2012（平成24）年4月より市独自の環境マネジメントシステム「沼津市環境マネジメントシステム」の運用を開始しました。環境マネジメントシステムに基づく活動の状況は毎年、冊子「市民生活と環境」や市のウェブサイトで公開しています。

●エコアクション21の認証取得を支援している

本市ではエコアクション21などの環境マネジメントシステムの活用・導入などに関する講演会や講習会を開催し、市内事業者の環境配慮活動を支援しています。また、2018（平成30）年度より、建設業者の格付に「環境負荷の軽減に関する評点」を設け、「エコアクション21認定取得建設事業者」への加点を行っています。

2023（令和5）年度のエコアクション21認定取得事業所数（累計）は120社です。



5-2 環境情報・活動支援

●環境情報 | 市のウェブサイトなどで環境情報を発信している

本市の環境の現状や環境に関する取組の状況などの環境情報は、冊子「市民生活と環境」の発行や市のウェブサイト、広報ぬまづ、フェイスブックなどを通じて一般に公開しています。また、市立図書館では環境に関する蔵書の充実を図っています。

●活動支援 | 市民団体などの環境保全活動を支援している

市民・事業者・市が一体となって環境にやさしいまちづくりを進め、環境を大切にする人づくりを目指して、市民・市民団体等が自ら行う環境保全活動や環境学習を支援しています。2015（平成27）年度から2020（令和2）年度までは、市民エコプロジェクト支援制度の「登録部門」と「補助金交付部門」の2部門で、「沼津市環境基本計画」の推進に寄与する活動に対して、支援を行ってきました。

2021（令和3）年度からは「市民環境活動」に名称を変えて、環境・エコに関する活動を支援しています。



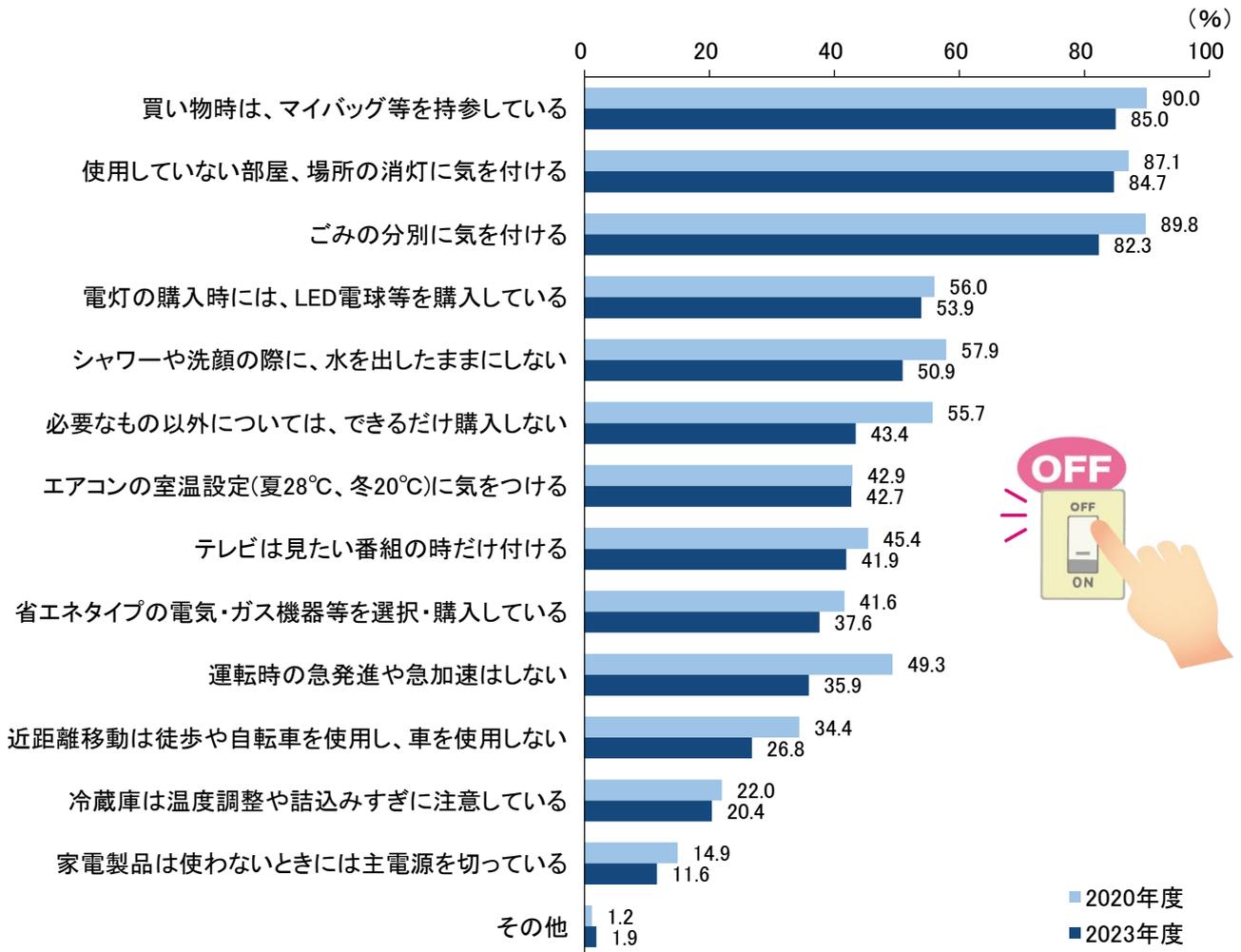
沼津市のウェブサイト  
（～気づく環境 築く未来～）

## 第6節 市民の取組状況

本市が毎年行っている市民意識調査の中で、環境に関連する項目の結果から市民のみなさんの取組状況についてまとめます。

### ●省エネ・省資源ではマイバッグ持参、照明の消灯、ごみ分別などの実践率が高い

2023（令和5）年度の市民意識調査の結果をみると、日ごろ行っている省エネ・省資源行動として「買い物時は、マイバッグなどを持参している」（85.5%）、「使用していない部屋、場所の消灯に気をつける」（84.7%）、「ごみの分別に気をつける」（82.3%）などが多くあげられました。

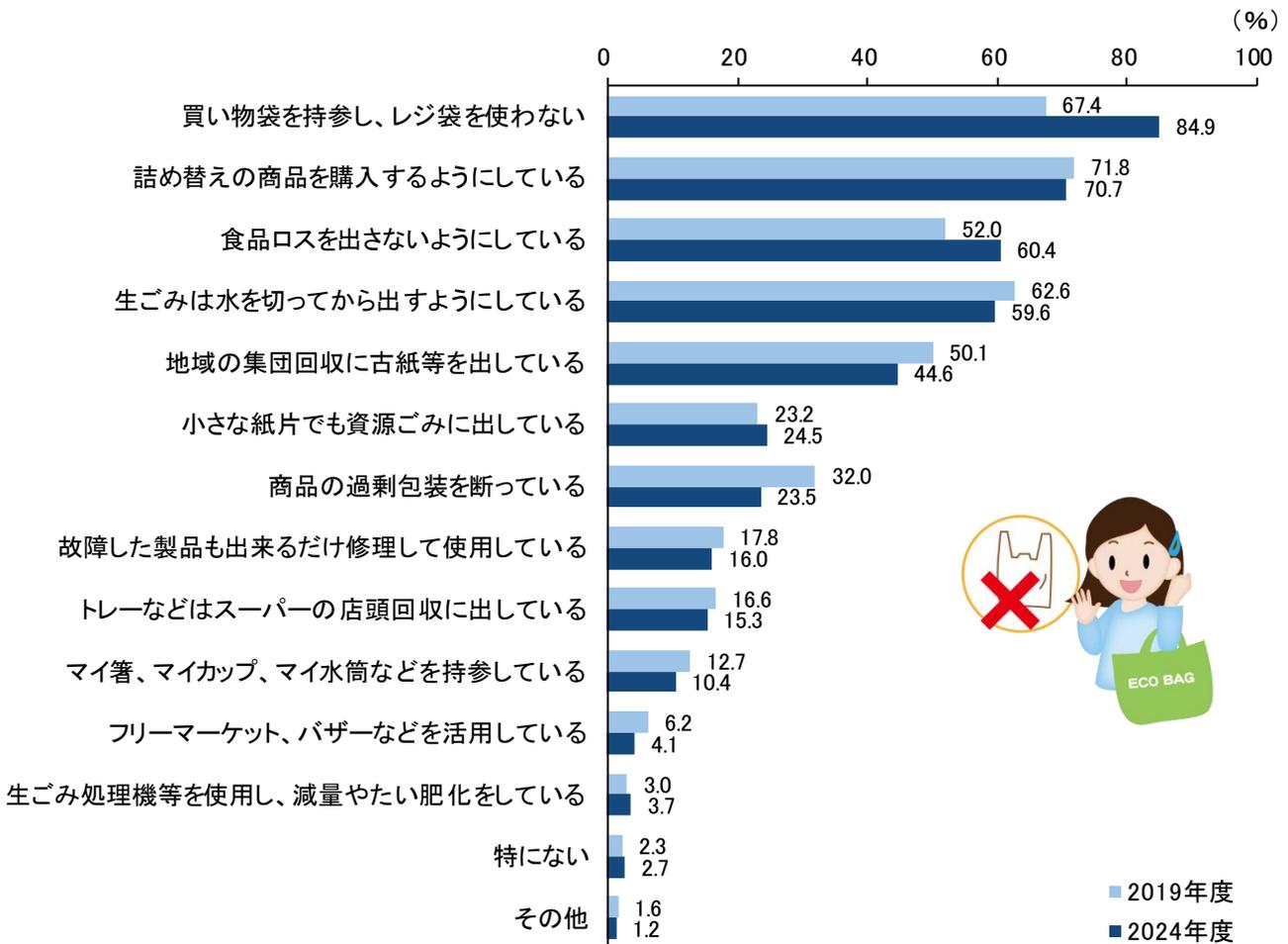


省エネ・省資源で日ごろ行っているもの

【資料：沼津市市民意識調査】

●ごみの減量ではマイバッグ持参、詰め替え商品購入、食品ロス削減などの実践率が高い

2024（令和6）年度の市民意識調査の結果をみると、ごみの減量で日ごろ行っていることとして「買い物袋を持参し、レジ袋を使わない」（84.9%）、「詰め替えの商品を購入するようにしている」（70.7%）、「食品ロスを出さないようにしている（残さず食べる、食材を使い切る等）」（60.4%）などが多くあげられました。2019（令和元）年度の結果と比較すると、「買い物袋を持参し、レジ袋を使わない」、「食品ロスを出さないようにしている（残さず食べる、食材を使い切る等）」が増加しています。



ごみの減量で日ごろ行っていること

【資料：沼津市市民意識調査】



## 第3章 望ましい環境像と 目指す社会・環境目標

### 第1節 基本理念

本計画の基本理念は、「沼津市環境基本条例」第3条の基本理念を踏襲します。

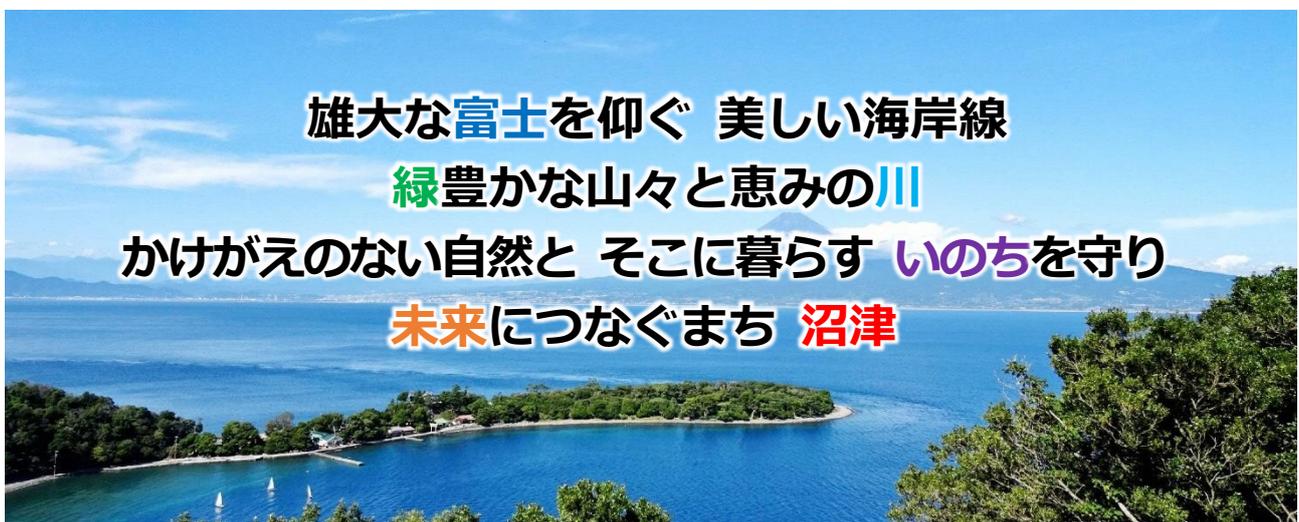
- 健全で恵み豊かな環境を現在及び将来の世代に継承する
- 人と自然との共生を確保し、生態系の多様性を含む自然環境の保全・活用を図る
- 市、市民、事業者及び滞在者が相互に連携し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の実現を目指す
- あらゆる事業活動及び日常生活における地球環境保全を推進する

### 第2節 望ましい環境像

望ましい環境像とは、第1次計画の策定時に描かれた、30年後の本市の環境のあるべき姿を展望したものであり、本計画においても、同様の望ましい環境像を掲げています。

国の「第六次環境基本計画」では、環境保全とそれを通じた“ウェルビーイング／高い生活の質”の実現が目的とされました。本市でも、環境の保全と創造を通じて、人が心身ともに健やかで、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現を柱としつつ、暮らしの質や地域の魅力を高める取組を進めることで、市民一人ひとりのウェルビーイング／高い生活の質の向上を図ることにより、次世代にも誇れる豊かな環境を継承していきます。



## 第3節 目指す社会・環境目標

目指す社会を脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会、環境教育ごとに示しています。また、環境目標とは、目指す社会を実現するための方向性を表したものです。

### 3-1 脱炭素社会

地球温暖化対策を推進するためには、温室効果ガスの排出が実質ゼロの脱炭素社会を構築する必要があります。そのため、まずは交通や建築物などの脱炭素化、市街地の緑化を図るとともに、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及などにより、脱炭素で暮らしやすいまちを目指します。また、進行する気候変動に対する適応策を同時に推進していきます。



#### 環境目標 1 脱炭素で暮らしやすいまち

- 脱炭素社会の構築に向け、市・市民・事業者が一体となり、地球温暖化対策を実践しています。
- 交通渋滞が解消され、公共交通機関や自転車の利用が普及し、次世代自動車が主流となっています。
- 環境負荷の少ない建築物の整備や市街地の緑化が進むことで、快適な住環境と良好な景観が形成されています。
- 省エネルギー機器の導入やグリーン購入が浸透し、景観・自然・生活環境と調和した再生可能エネルギーの利活用が促進されています。

#### 環境目標 2 気候変動に適応するまち

- 気候変動による影響予測に関する情報が常に収集・整理され、定期的なモニタリング調査を通じてその影響が正確に把握されています。これにより、健康、産業・経済活動、市民生活、都市生活、農業・林業・水産業、自然生態系、水環境・水資源、そして自然災害・沿岸域といった多岐にわたる分野で、適切な適応策が効果的に実施されています。

### 3-2 循環型社会

資源の枯渇や廃棄物の増大などの問題を解決するためには、廃棄されるものを最小限に抑え、環境への負荷を減らす循環型社会を構築する必要があります。廃棄物の発生は人間社会だけでなく、自然環境や地球環境にも大きな影響を与えることを踏まえた上で、ごみ減量・資源化や適正なごみの収集・処理などを行います。また、不法投棄・ポイ捨て、漂着ごみなどの問題に取り組むことにより、資源が循環するまちを目指します。



#### 環境目標 3 資源が循環するまち

- 沼津市で全国に先駆けて始まった分別収集の精神が市民や事業者に深く根づいています。
- 情報発信や啓発活動を通じてごみ減量・資源化の意識が高まり、排出量が減少しています。
- ごみ集積施設は地域の環境美化に貢献し、ごみの収集・処理は適正に行われています。

### 3-3 自然共生社会

私たちの暮らしは、生物多様性がもたらす恵みによって支えられています。生物多様性の恵みを持続可能なものとするためには、自然共生社会を構築する必要があります。絶滅の可能性のある動植物や外来種の分布拡大、野生鳥獣とのあつれきなども問題になっていることから、豊かな生態系を守り、多様な生物や自然とふれあい、自然と共生した快適な生活環境の確保されたまちを目指します。



#### 環境目標 4 自然や豊かな生態系が持続するまち

- 自然環境調査に基づき、絶滅の可能性のある動植物や天然記念物が保護・保全されているほか、外来種の抑制により在来種が守られています。
- 奥山の原生林、里地里山の適切な管理、市街地の緑地確保により、豊かな生態系ネットワークが形成され、河川や海岸の清掃を通じて健全な自然環境が持続しています。
- 自然に配慮したふれあい活動が活発に行われています。
- 人工物による景観阻害対策も徹底され、美しい自然景観が維持されています。

#### 環境目標 5 快適な生活環境のまち

- 水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭などの問題がなくなり、市民にとって快適な生活環境が確保されています。
- 公害苦情の発生件数が減少し、化学物質が適切に管理されることで、誰もが安心して暮らせる、質の高い生活環境が維持されています。

### 3-4 環境教育

脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の構築のためには、様々な場所や機会において、幅広い世代を対象とした環境教育が積極的に実施されることが求められます。環境と共生するための知恵や工夫を楽しみながら、環境保全活動を実践する人づくりを行うとともに、環境を大切にすることを育てます。



#### 環境目標 6 環境を大切にする人づくり

- 幼児から大人まで、そして市民・事業者・地域など多様な主体を対象とした環境教育が積極的に展開されています。これにより、環境保全活動が自主的かつ活発に行われるようになります。
- 環境情報は様々なメディアを通じて分かりやすく、迅速に発信されています。
- 市・市民・事業者・滞在者が一体となって、環境基本計画や各個別計画を協働で推進することで、環境を大切にすることを意識する人が増えています。



## 第4章 取組の推進

### 取組の体系

目指す社会	環境目標	取組
脱炭素社会	1 脱炭素で暮らしやすいまち 第5章 第2期沼津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	①総合的な地球温暖化対策 ②脱炭素な交通の普及とまちづくり ③省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及 ④二酸化炭素の吸収促進等
	2 気候変動に適応するまち 第6章 沼津市気候変動適応計画	①健康、産業・経済活動、市民生活・都市生活に関する適応 ②農業・林業・水産業に関する適応 ③水環境・水資源に関する適応 ④自然生態系に関する適応 ⑤自然災害・沿岸域に関する適応
循環型社会	3 資源が循環するまち	①ごみ減量・資源化 ②適正なごみの収集・処理 ③不法投棄・ポイ捨て対策 ④漂着ごみ対策
自然共生社会	4 自然や豊かな生態系が持続するまち 第7章 めまづ生物多様性地域戦略	①自然環境調査の実施と生物の保全・管理 ②生態系の保全と生物多様性保全活動の拡大 ③自然とのふれあいの促進 ④美しい自然景観の保全
	5 快適な生活環境のまち	①水環境の保全 ②大気環境の保全 ③騒音・振動・悪臭への対策 ④公害への対応と化学物質の管理
環境教育	6 環境を大切に作る人づくり	①環境教育の推進 ②環境保全活動の促進 ③環境情報の発信・活用 ④協働による計画推進

環境目標 1 目指す社会：脱炭素社会  
**1 脱炭素で暮らしやすいまち**

7 エネルギーをみんなに  
もってクリーンに  
9 産業と技術革新の  
基盤をつくらう  
11 住み続けられる  
まちづくりを  
13 気候変動に  
具体的な対策を

1 | 課題

第5章 第2期沼津市地球温暖化対策  
 実行計画（区域施策編）を参照

- 2050年度カーボンニュートラル達成に向け、市・市民・事業者の意識・行動変容が必要となります。
- 交通渋滞の解消や、次世代自動車などの普及、公共交通機関の利用促進などにより、交通の脱炭素化を図るとともに、環境負荷の少ない建築物の普及など、まち全体から排出される温室効果ガスを低減する必要があります。
- 生活環境や多様な生態系の保全に努めながら、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及促進を広げていく必要があります。
- 道路・河川、公共施設、住宅地・商業地・工場などの緑化を推進するとともに、市有林における森林の適正管理により、森林吸収を促進します。
- ウェルビーイング／高い生活の質の実現のため、再エネ化・省エネ化等の環境対策を契機とした新たな需要に対応するプロダクトイノベーション等により環境価値が創出されることが期待されます。



2 | 数値目標

環境指標	【現況値】 2025（令和7）年度	【目標】 2030（令和12）年度
市域の温室効果ガス排出量の削減率（基準年度：2013年度）	-27.1% (2025年度推計値※)	-46%

※2013（平成25）年度から2021（令和3）年度までの実績値の減少率から市で推計。

3 | 市の取組

①総合的な地球温暖化対策

市域の温室効果ガス排出量を見える化するため、排出量を算定して毎年公表します。また、家庭・地域・学校・事業者などと連携して脱炭素に関する環境教育を実施します。さらに、地球温暖化防止活動や事業者向けの環境マネジメントシステムの推進、J-クレジットなどのカーボンプライシングの普及啓発、フロンガスの適正処理など、脱炭素社会に向けた仕組みづくりを行い、市・市民・事業者が一体となって「ゼロカーボンシティ NUMAZU」の実現を目指します。



②脱炭素な交通の普及とまちづくり

交通については、道路の脱炭素化、道路整備により交通渋滞の解消、自動車利用の自粛、エコドライブの推進を図るとともに、次世代自動車やEV充電施設の整備を図ります。また、公共交通機関の利用促進を図るとともに、シェアサイクルの推進や安全な通行空間の整備などにより、自転車利用を促進します。



まちづくりについては、沼津駅周辺総合整備事業における環境に配慮した都市基盤整備、脱炭素型地区・街区の形成を目指します。また、道路・都市空間整備に当たっては、グリーンインフラの考え方を踏まえた取組を推進します。

### ③省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及

公共施設や事業所、住宅における ZEB・ZEH 化や省エネルギー機器・設備の導入を促進するとともに、省エネ診断やエネルギー管理システムの導入を支援し、省エネルギー行動やグリーン購入について普及啓発します。また、2027（令和9）年末の蛍光灯の製造禁止等を踏まえ、公共施設の LED 化を進めます。



景観・自然・生活環境との調和を図りながら、太陽光・風力・バイオマス・地中熱などの再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、電力の自家消費や地産地消を推進します。また、新中間処理施設整備によりごみ発電・熱利用を推進します。

### ④二酸化炭素の吸収促進等

屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくり、開発行為における緑化率の向上を推進し、二酸化炭素の吸収を促進します。また、公共建築物の木造・木質化を進めるとともに、市有林の適正な維持管理を継続し、森林吸収を確保します。さらに、海洋・沿岸生態系による吸収（ブルーカーボン）に関する調査研究を行います。



## 4 | 市民・事業者・滞在者に期待される取組

### 市民

- 地球温暖化防止活動へ参加・協力します。
- 公共交通機関や自転車を積極的に利用し、次世代自動車を選択します。
- 省エネルギー行動の実践や、省エネルギー効率の高い製品への買い替え、グリーン購入、太陽光発電の導入による電力の自家消費・地産地消などを進めます。
- 蛍光灯の製造禁止等を踏まえ、住宅等の LED 化を進めます。
- 自宅の庭やベランダでの植物栽培、緑のカーテンづくり、緑化活動や森林整備への参加を通じて二酸化炭素の吸収促進に協力します。

### 事業者

- 事業活動で使用するフロンガスの適切な管理・処理の徹底、環境マネジメントシステム（ISO14001 やエコアクション 21 など）の取得・活用を通じて、脱炭素に向けた事業活動を実践します。
- 公共交通機関や自転車の積極的な使用、ノーマイカー通勤デーの設定、次世代自動車の選択、リモートワークの推進などにより、交通の脱炭素化を図ります。
- 省エネルギー効率の高い製品への買い替え、燃料種の転換、グリーン購入、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー設備の導入による電力・熱の自家消費・地産地消などを進めます。
- 蛍光灯の製造禁止等を踏まえ、事業所の LED 化を進めます。
- 事業所敷地内の屋上・壁面緑化、緑化活動や森林整備への参加を通じて二酸化炭素の吸収促進に協力します。

### 滞在者

- 地球温暖化防止活動へ参加・協力します。
- 公共交通機関や自転車（シェアサイクル）を積極的に利用し、次世代自動車を選択します。
- 省エネルギー行動の実践やグリーン購入を行います。

環境目標  
**2**

目指す社会：脱炭素社会  
**気候変動に適応するまち**

9 産業と技術革新の基盤をつくろう  
11 住み続けられるまちづくりを  
13 気候変動に具体的な対策を

1 | 課題

- 気候変動による気温・海水温・海面の上昇、大雨の発生日数の増加などが観測されており、今後も様々な分野に影響が生じると予測されているため、適応策の検討・推進を総合的に進めます。
- 熱中症など健康への影響、産業・経済活動、国民生活・都市生活への影響が予測されています。
- 農業はコメ収量や果樹の栽培適地の変化、畜産への影響など、林業は木材生産への影響、水産業は、回遊性魚介類について漁獲量の変化や分布域の変化、海水温上昇によるマダイやアジなど養殖への影響が懸念されています。
- 水環境・水資源に関しては、河川氾濫などの発生に備える必要があります。
- 自然生態系に関しては、在来種の絶滅の増加、外来種の分布拡大の可能性があります。
- 洪水、内水、高潮・高波などの水害や海岸侵食・土砂災害などの自然災害の発生リスクが高まります。



第6章 沼津市気候変動適応計画を参照

2 | 数値目標

環境指標	【現況値】 2024（令和6）年度 127人/年 （2020～2024年度の平均値）	【目標】 2030（令和12）年度 削減に努める
熱中症搬送者数		

3 | 市の取組

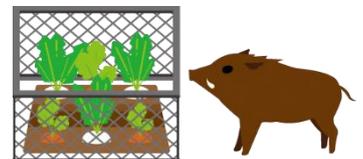
①健康、産業・経済活動、市民生活・都市生活に関する適応

熱中症予防・対処法の普及啓発を強化し、熱中症警戒アラートに基づく SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等での周知や乳幼児健診などでの啓発を行います。また、感染症の発生・流行情報把握と感染予防に対する正しい知識の普及啓発にも努めます。さらに、気候変動影響の情報を収集し、環境関連ビジネスのマッチングを支援します。市民生活・都市生活については、水源地・配水池の設備強化や緊急輸送路・橋梁の耐震化、気候変動が文化財へ与える影響の把握とリスクに配慮した取組を実施します。



②農業・林業・水産業に関する適応

高温に強い品種導入（水稲・果樹）や防霜ファン設置、畜舎環境の改善、用水管理の自動化などを行います。また、従事者の熱中症対策の啓発、鳥獣被害防止計画に基づく有害鳥獣駆除、漁港施設の維持管理や海岸侵食のモニタリングを検討するとともに、情報収集と適応策の検討を進めます。



### ③水環境・水資源に関する適応

水環境では、豪雨による河川氾濫に備えるとともに、河川等の定期点検と適正な浚渫を実施します。また、河川・海域の定期的な水質モニタリング調査を行います。水資源では、送配水・水質保全・水源施設の計画的な維持管理を推進し、水源林保全や水道週間を通じた水資源の大切さの啓発活動を継続します。



### ④自然生態系に関する適応

気候変動による生態系への影響が懸念されるため、在来種・外来種の定期的なモニタリング調査を実施します。



### ⑤自然災害・沿岸域に関する適応

洪水ハザードマップ活用などによる水害への意識向上を図り、洪水避難行動計画の周知を図ります。また、河川改修や雨水貯留池整備で浸水被害軽減を図り、海岸保全施設の維持管理強化やグリーンインフラの視点を取り入れた防災・減災対策を推進します。災害リスクに関する情報発信を継続し、土砂災害ハザードマップ活用などによる土砂災害への意識向上と崩壊対策工事も推進します。



## 4 | 市民・事業者・滞在者に期待される取組

### 市民

- 熱中症警戒アラートの情報収集、熱中症の予防、クーリングシェルターの活用など、適切な行動をとります。
- 水環境・水資源の保全活動、在来種の保全活動、外来種の駆除活動へ参加・協力します。
- 水害や土砂災害ハザードマップを確認し、洪水避難行動計画の把握、防災訓練に参加するなど、防災意識を高めます。

### 事業者

- 熱中症警戒アラートの情報収集、熱中症の予防など、適切な行動をとります。
- クーリングシェルターの設置に協力します。
- 気候変動の影響に関する情報を収集し、環境関連ビジネスマッチングへの参加や、農業・林業・水産業における適応策の検討を進めます。
- 水害や土砂災害ハザードマップの確認、洪水避難行動計画の把握、防災訓練に参加するなど、事業活動の災害への備えを強化します。
- 気候変動適応の視点を取り入れた事業継続計画（BCP）を策定します。

### 滞在者

- 熱中症警戒アラートの情報収集、熱中症の予防、クーリングシェルターの活用など、適切な行動をとります。
- 熱中症警戒アラートなどに関心を持ち、必要に応じてクーリングシェルターを活用します。
- 滞在先の地域の防災情報や避難経路の確認を行います。

## 環境目標 3

目指す社会：循環型社会

# 資源が循環するまち



## 1 | 課題

- ▶ ごみ排出量は近年横ばい傾向であることから、ごみの発生抑制・再使用や再資源化などによるごみの削減をさらに推進する必要があります。
- ▶ 廃プラスチックによる海洋ごみ問題や食品ロスの発生が課題となっていることから、使い捨てプラスチック製品の削減や食品ロス対策の強化が求められています。
- ▶ 老朽化した清掃プラントや残容量が減少している最終処分場に代わり、資源や熱エネルギーを効率よく利活用できる、より安全で環境負荷の少ない新中間処理施設及び新最終処分場の整備を推進します。
- ▶ 愛鷹山麓などを中心に不法投棄が問題となっており、地域と一体となったごみ回収やパトロールの継続、監視看板の設置・更新を通じて未然防止と早期発見に努める必要があります。
- ▶ 河川の下流域や海岸部に当たる本市では、河川の上流や沿岸から流れ着く漂着ごみが大きな問題となっています。国・県や上流市町と連携し、漂着ごみの減量と適正処理を図ることが必要です。
- ▶ ウェルビーイング／高い生活の質の実現のため、資源・製品の価値を回復、維持又は付加することによる価値の最大化が行われるよう、循環経済への移行が期待されます。



## 2 | 数値目標

環境指標	【現況値】 2024 (令和6) 年度	【目標】 2030 (令和12) 年度
家庭系ごみの1人1日当たり排出量	480.0g/人・日	478.5g/人・日
事業系ごみの年間排出量	18,726t	18,697t

## 3 | 市の取組

### ①ごみ減量・資源化

家庭系ごみについては、ウェブサイトやSNS等の様々な媒体で3R(リデュース・リユース・リサイクル)の情報を発信し、燃やすごみや生ごみの減量、食品ロス対策、使い捨てプラスチックの削減や回収したプラスチックの再商品化などを推進します。事業系ごみについては適正な排出方法の広報・啓発を行います。また、リサイクル品目の検討やシステム充実(小型家電、充電電池回収等)により資源循環を進めます。



## ②適正なごみの収集・処理

不適正排出への指導強化、自治会へのごみ集積施設の整備支援を行うとともに、資源や熱エネルギーを効率的に活用できる、より安全で環境負荷の少ない新中間処理施設及び新最終処分場を整備します。災害廃棄物については、仮置場候補地の状況把握を継続し、発災後の開設に備えます。



## ③不法投棄・ポイ捨て対策

環境美化指導員と協力して環境美化活動を推進するとともに、ポイ捨て対策ではパトロール強化と SNS 等での啓発を継続し、マナー向上を図ります。

不法投棄に対しては、定期的なパトロールを実施し、監視看板の設置・更新を行うことで未然防止と早期発見に努め、美しい環境を保ちます。



## ④漂着ごみ対策

河川愛護団体の協力のもと、河川や水路の美化活動を推進します。海岸では、定期清掃や台風等による漂着物の回収・処理に加え、官民連携の清掃活動を強化します。国・県や上流市町とも連携し、漂着ごみの減量と適正処理に努めます。



# 4 | 市民・事業者・滞在者に期待される取組

### 市民

- マイバッグの持参、食品ロスの削減、生ごみの水切り、ごみの分別徹底などの3Rに協力します。
- 「すまいるしょっぴ」を積極的に利用します。
- 新中間処理施設・新最終処分場の整備への理解、新しいごみ処理システムへ協力します。
- ごみのポイ捨てや不法投棄の禁止、不法投棄の発見に協力します。
- 環境美化活動（清掃活動、ポイ捨てをしないこと）に積極的に参加します。

### 事業者

- プラスチックごみの削減に寄与する製品の開発・製造・販売、食品ロスの削減、ごみの分別徹底などの3Rに協力します。
- 「すまいるしょっぴ」認定制度への参加を通じて、ごみ減量・資源化を推進します。
- ごみの散乱防止、不法投棄の発見に協力します。
- 環境美化活動に積極的に参加します。

### 滞在者

- マイバッグの持参、食品ロスの削減、生ごみの水切り、ごみの分別徹底などの3Rに協力します。
- 「すまいるしょっぴ」を積極的に利用します。
- ごみのポイ捨てや不法投棄の禁止、不法投棄の発見に協力します。
- 環境美化活動に積極的に参加します。

環境目標

4

目指す社会：自然共生社会

自然や豊かな生態系が持続するまち

12 つくる責任  
つかう責任



14 海の豊かさを  
守ろう



15 陸の豊かさも  
守ろう



1 | 課題

第7章 むまづ生物多様性地域戦略を参照

- 市内では、絶滅の可能性のある動植物が確認されており、これらの保護・保全に加え、特定外来生物の防除や野生鳥獣による農作物被害の軽減に向けた適正管理が必要です。
- 奥山では愛鷹山自然環境保全地域や富士箱根伊豆国立公園の保全、里地里山では森林の維持管理や環境保全型農業の推進、地産地消の推進などが必要です。また、市街地では公園緑地だけでなく、水と緑のネットワークを意識した緑地の確保が求められています。
- 田園や浮島ヶ原などの湿地では、重要種の保護・保全や特定外来生物の駆除・防除、河川では防災・減災と生態系保全に配慮した河川管理、河川清掃などが必要です。さらに、海岸・海洋では千本松原の保全とマツクイムシ対策、漂着物などが課題です。
- 国の30by30目標達成に向けて、市内には「自然共生サイト」に登録された区域が1箇所ありますが、より多くの「自然共生サイト」の登録推進が望まれます。
- 自然とのふれあいの場における利用者のマナー向上やルールづくりを進め、ごみの持ち帰り徹底など環境に配慮した行動を促進していく必要があります。
- 「沼津市景観計画」に基づく景観形成を推進する中で、電線地中化、富士山のビューポイントや伊豆半島ジオパークのジオサイトなど、優れた眺望点や景観資源を保全していく必要があります。



2 | 数値目標

環境指標	【現況値】	【目標】
	2024 (令和6) 年度	2030 (令和12) 年度
希少種の減少率	0%	0%

3 | 市の取組

①自然環境調査の実施と生物の保全・管理

市内における自然環境調査を継続し、絶滅の可能性のある動植物や天然記念物の保護・保全に努めるとともに、外来種の防除などの取組を推進します。また、有害鳥獣による農作物被害軽減のため、周辺市町と連携し、捕獲による適正管理を推進します。水生生物調査（観察会）についても継続します。



②生態系の保全と生物多様性保全活動の拡大

奥山では愛鷹山自然環境保全地域や富士箱根伊豆国立公園の保護、里地里山では森林の維持管理、環境保全型農業を推進するとともに、地産地消の推進、荒廃農地対策を推進します。また、市街地では公園緑地の整備・管理、街路樹の適切な維持などを通じて緑地を確保します。

田園・湿地、河川、海岸では重要種の保護・保全、外来種への対策、防災・減災と生態系保全に配慮

した管理、海岸林の保全・育成・管理、清掃活動などを行います。

30by30 目標達成に向けて生物多様性の保全が図られている区域を増やすとともに、「自然共生サイト」の登録を推進します。また、自然を活用した解決策（NbS）や Eco-DRR、グリーンインフラの視点を取り入れた生物多様性の保全を行います。



### ③自然とのふれあいの促進

ハイキングコースや海水浴場、景勝地、河川敷など自然環境を活かした資源を保全・活用し、自然とのふれあいを促進します。また、自然とのふれあい活動では、ごみの持ち帰りなどのマナーについて啓発します。



### ④美しい自然景観の保全

「沼津市景観計画」に基づき、良好な景観形成を推進するとともに、眺望点を保全・活用します。また、電線地中化などにより、人工物による景観阻害への対策を検討します。さらに、伊豆半島ジオパークのジオサイトを積極的に活用し、関係市町と連携した誘客施策を展開します。



## 4 | 市民・事業者・滞在者に期待される取組

### 市民

- 生物多様性の保全活動（自然環境調査、水生生物調査、絶滅の可能性のある動植物や天然記念物の保護・保全、外来種の防除）へ参加・協力します。
- 愛鷹山自然環境保全地域や富士箱根伊豆国立公園など、重要な自然保護区域の環境に配慮します。
- 森林の維持管理、地産地消などに協力します。
- 自然とのふれあい活動では、ごみの持ち帰りなどマナーを徹底します。
- 良好な景観形成に協力し、眺望点の保全・活用に協力します。

### 事業者

- 生物多様性の保全活動（絶滅の可能性のある動植物や天然記念物の保護・保全、外来種の防除、扱う動物の適正管理、自然共生サイト登録）へ参加・協力します。
- 森林の適正な維持管理、荒廃農地の対策、環境保全型農業の推進、地産地消など、生態系の保全に貢献します。
- 良好な景観形成に協力し、眺望点の保全・活用に協力します。

### 滞在者

- 生物多様性の保全活動（外来種の防除など）へ参加・協力します。
- 愛鷹山自然環境保全地域や富士箱根伊豆国立公園など、重要な自然保護区域の環境に配慮します。
- 自然とのふれあい活動では、ごみの持ち帰りなどマナーを徹底します。
- 良好な景観形成、富士山のビューポイントなどの眺望点の保全に協力します。

環境目標  
**5**

目指す社会：自然共生社会

**快適な生活環境のまち**



1 | 課題

- ▶ 水質の監視・指導を継続していくとともに、生活・事業排水対策として下水道と合併処理浄化槽の計画的な整備を行い、汚濁負荷量の削減などを徹底していく必要があります。
- ▶ 大気環境の監視、事業場などの排出ガス対策を行うとともに、自動車からの排気ガス対策として、交通渋滞対策や自動車利用の削減、公共交通機関・徒歩・自転車の利用促進などを図っていく必要があります。
- ▶ 自動車騒音の環境基準を超過している地点があり、騒音・振動・悪臭の苦情が寄せられています。今後も常時監視と対策を継続し、快適な生活環境を確保することが課題です。
- ▶ 公害苦情に迅速かつ的確に対応し、原因究明と問題解決に努めるとともに、ダイオキシン類やアスベスト、土壤汚染の原因となる化学物質について、関係法令に基づく届出・立入検査を通じて、事業者への適正管理指導を継続していく必要があります。



2 | 数値目標

環境指標	【現況値】 2024 (令和6) 年度	【目標】 2030 (令和12) 年度
大気環境基準達成率 (市内観測局) ※窒素酸化物及び浮遊粒子状物質	100%	100%
河川の水質基準達成率 (市内11河川) ※BOD10 mg/l以下	100%	100%

3 | 市の取組

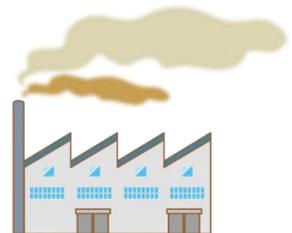
①水環境の保全

公共用水域の水質の定期監視、事業場排水の測定・指導を行うとともに、内膳堀など環境用水の保全・活用に向けた水質測定を行います。また、生活排水処理施設の計画的な整備と普及啓発を推進し、排水の適正処理を徹底します。



②大気環境の保全

市内の測定局で大気環境の常時監視を行うとともに、関係法令に基づきばい煙発生施設等への立入検査や排出ガス測定を通じて、事業場からの排出ガスの適正管理を指導します。



### ③騒音・振動・悪臭への対策

自動車騒音の常時監視（面的評価調査）を継続し、関係法令に基づき事業場への届出指導や立入検査を行います。悪臭対策としては、工場・事業場からの悪臭について、臭気測定や立入検査を通じた適正管理指導を徹底し、快適な生活環境を確保します。



### ④公害への対応と化学物質の管理

公害苦情には迅速かつ的確な対応を行い、原因究明と問題解決に努め、苦情件数を公表します。

ダイオキシン類については定期監視を実施し、発生抑制を図ります。また、アスベストや土壤汚染の原因となる化学物質についても、関係法令に基づく届出・立入検査を通じて、事業者への適正管理指導を継続します。



## 4 | 市民・事業者・滞在者に期待される取組

### 市民

- 水環境の保全のため、下水道への接続、合併処理浄化槽への切り替え及び適正な管理、家庭から出る汚水の削減、洗剤の適量使用を心掛けます。
- 野焼きなどのごみ焼却を防止し、アイドリングストップや近隣に迷惑になる騒音・振動の防止に努めます。
- 環境問題を発見した際に、市の適切な窓口へ情報提供します。

### 事業者

- 事業活動に伴う排水の定期的な水質測定、排水処理施設の適正な管理、事業所から出る汚水の削減を図ります。
- 排気ガスの適正管理、低騒音・低振動型施設・機械の導入、臭気指数規制の遵守など環境負荷の低減に努めます。
- 公害の未然防止に努めるほか、苦情発生時の原因究明と対策実施など公害対策を徹底します。
- 化学物質の適正管理、有害な化学物質の削減または代替を推進します。

### 滞在者

- 汚水の削減、洗剤の適量使用を心掛けます。
- 野焼きなどのごみ焼却を防止し、アイドリングストップや近隣に迷惑になる騒音・振動の防止に努めます。
- 環境問題を発見した際に、市の適切な窓口へ情報提供します。

環境目標

6

目指す社会：環境教育

環境を大切に作る人づくり

4

質の高い教育を  
みんなに

17

パートナーシップで  
目標を達成しよう

## 1 | 課題

- 学校などの授業や出前講座、自然観察会などによる環境教育・環境学習を今後も継続していくとともに、あらゆる発達段階、あらゆる場所における環境教育を、教育機関、市、地域などと連携して総合的に推進していく必要があります。
- 自治会や NPO、事業者などによる自発的な環境保全活動を今後も普及・拡大していくため、支援を継続していく必要があります。
- 環境教育の推進や環境情報の発信による市民意識の醸成などにより、今後も環境配慮行動の普及・啓発を推進していく必要があります。



## 2 | 数値目標

環境指標	【現況値】 2024 (令和6) 年度	【目標】 2030 (令和12) 年度
省資源・省エネ・節水に心掛けている市民の割合 (市民意識調査)	86.2%	91%

## 3 | 市の取組

## ①環境教育の推進

ぬまづ環境教室や清掃プラント見学、市職員による環境講座の開催など、幅広い世代を対象とした環境教育の機会を設けるとともに、市民などが主体となって実施する環境学習を支援します。また、環境に関わる出前講座を実施するとともに、市・事業者・学校が連携した自然観察会や林業体験などの環境教育を推進します。



## ②環境保全活動の促進

市民・団体などが自主的に行う環境保全活動を支援し、積極的な活動の実践を促進します。



### ③環境情報の発信・活用

環境に関する情報を収集するとともに、広報、ウェブサイト、SNS、アプリなどを活用し、環境情報を発信します。



### ④協働による計画推進

沼津市環境活動推進協議会など、市・市民・事業者で構成する組織を設置し、環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・地域気候変動適応計画・生物多様性地域戦略、脱炭素ロードマップを推進します。



## 4 | 市民・事業者・滞在者に期待される取組

### 市民

- 環境教育の機会（イベント、学習会、出前講座、自然観察会など）に積極的に参加し、環境に関する知識を深めます。
- 自発的な環境保全活動を実践し、その情報を発信・活用します。
- 市の提供する環境情報などを活用します。

### 事業者

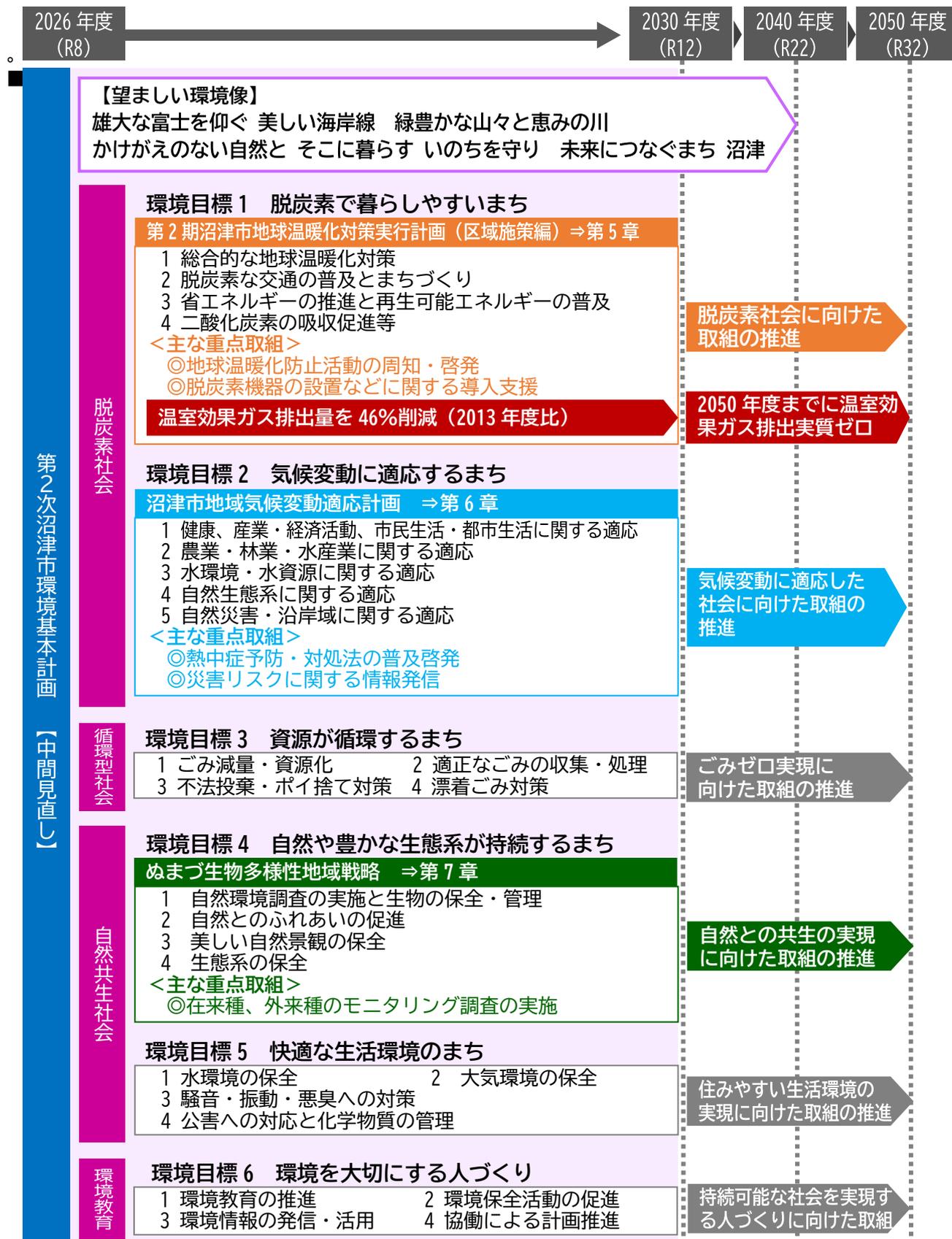
- 事業所内での環境教育を実施し、市や学校と連携した環境教育への協力、出前講座の受講など、環境教育を推進します。
- 環境保全活動を実施・参加し、ISO14001 やエコアクション 21 などの認証取得・活用、環境報告書の発行などによる情報公開を行います。
- 市の提供する環境情報などを活用します。

### 滞在者

- 環境教育イベント・学習会や自然観察会への参加を通じて環境意識を高めます。
- 環境保全活動への参加や、環境情報の把握・活用に努めます。
- 市の提供する環境情報などを活用します。

## 計画全体のロードマップ

「沼津市環境基本計画」「沼津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「沼津市地域気候変動適応計画」「ぬまづ生物多様性地域戦略」を総合的に推進するため、計画の全体のロードマップを以下に示します。



第2次沼津市環境基本計画  
 【中間見直し】

脱炭素社会

循環型社会

自然共生社会

環境教育